

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ（2018年12月）」 に関する意見募集の結果について

1. 意見募集の期間

平成30年12月10日（月）～平成31年1月6日（日）

2. 寄せられた意見の総数

合計718件（団体95件，個人623件）

章ごとの意見件数

第1章：60件（団体35件，個人25件）

第2章：534件（団体35件，個人499件）

第3章：12件（団体8件，個人4件）

第4章：1件（団体1件，個人0件）

第5章：8件（団体7件，個人1件）

第6章：5件（団体5件，個人0件）

第7章：13件（団体4件，個人9件）

その他：85件（団体0件，個人85件）

※ 1通の意見が複数項目にわたることがあるため，各章の合計は総数とは一致しない。

※ 個人から提出された意見のうち，団体の意見と同趣旨の内容と認められるものについては，記載を省略している。

3. 意見概要

第1章 リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応	2
第2章 ダウンロード違法化の対象範囲の見直し	24
第3章 アクセスコントロール等に関する保護の強化	50
第4章 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化	53
第5章 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入	54
第6章 行政手続に係る権利制限規定の見直し（地理的表示法・種苗法関係）	56
第7章 その他（改正著作権法第47条の5第1項第3号の規定に基づく政令のニーズ）	57
第1章～第7章以外に関するその他の御意見	58

第1章 リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

1. 総論

①-1 海賊版対策としての効果に期待する意見

- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為を著作権侵害とすることにつき賛成。今回の検討結果により、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定することについてもやむを得ない。携帯端末の高性能化やネットワークの高速化に伴い、直ちに著作権侵害として対策することが難しいものの、確実に著作権者らの利益を不当に害する行為類型は増大しており、リーチサイトはその典型的なもので、当該サイトに対して法的対策を権利者が適切に行うことが可能となることは、著作権者らの被害を減少させることに大いに寄与するものと期待。(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 侵害コンテンツの拡散を助長する悪質なものに対して、法的規制を加えるとの方針は適切なものであり、民事・刑事双方において、リーチサイトに対する法的規制が導入されることは、海賊版被害の蔓延に対する有効な手段となると考える。早急な法改正を要望する。(一般社団法人出版物貸与権管理センター、一般社団法人日本書籍出版協会)
- リーチサイト等について一定の範囲でみなし侵害として差止請求権を付与するとともに刑事罰の対象とすることに賛成。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- リーチサイト等は結果的に違法な自動公衆送信を助長する上で枢要な役割を担っていたことから、今回法的に規制の対象となることに基本的に歓迎する。(一般社団法人日本新聞協会)
- 本中間まとめのリーチサイト等への対応については、①小委員会として、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を、対策が必要な深刻なものと認識しており、②表現の自由に関して一定の配慮を行っているうえ、③差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して行われた対応の検討の結果として適当である。(一般社団法人日本民間放送連盟)
- リーチサイトが著作権侵害の主要な手段であり、当該サイトの運営者がオンライン上の侵害行為を助長していることから、著作権の侵害又は侵害を助長することを主要な目的又は効果とするリーチサイト又はアプリに対する民事責任の確立、差止めによる救済及び刑事罰の適用を支持する。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- リーチサイトの違法化は、海賊版対策にとって、喫緊の、非常に効果的な対策であり、リーチサイトの違法化を強く要請する。(デジタルコミック協議会)
- 被害実態に鑑み、差止請求、刑事罰の対象として法整備を進めるべき。(日本行政書士会連合会)

- 著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供するサイト及びアプリ（リーチサイト／リーチアプリ）の法的な規制を図ることについては賛成する。（日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合）
- リーチサイト・リーチアプリは映画産業においても多大な損害をもたらしており，これを看過することはもはや許されない。リンク情報等の提供者及びそれを削除せずに放置しているリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者を刑事罰の対象とすることを支持する。（一般社団法人日本映画製作者連盟）
- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為を違法化することに，賛成する。コンテンツ業界は長年，海賊版被害に苦しみ，その対策に多大なリソースも費やしてきている。コンテンツに正当な対価が支払われるからこそ，著作者やクリエイターは安定したコンテンツ創出ができるのであり，海賊版サイトの横行はコンテンツ創出の弱体化につながりかねない。是非とも法制化を進めていただきたい。（株式会社KADOKAWA）
- リーチサイト等を通じた侵害行為によって，出版物は相当な被害を受けており，法的規制を導入することで昨今増え続けている海賊版被害への対策を増やして欲しい。（株式会社講談社）
- コンテンツのタイトルに著作物の名称を使わず，キーワード検索を回避するものやオンラインストレージにおいても著作物名をつけずにコンテンツをアップロードする行為や特定のリーチサイトからのみアクセスできるようにする行為も増加していることから，仮に検索結果表示に表示させないような対策をとったとしても，リーチサイトによって到達が可能であり，効果が限定される。また，リーチサイト・アプリは膨大なアクセスで広告収入を得ていることから，インターネット上の海賊版対策に総合的に対処するために，リーチサイトへの対応の法制化は急務。（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

①ー２ 違法な範囲の明確化によって海賊版対策が実効性を持つことに期待する意見

- 違法アップロードによる「海賊版サイト」の運営者が日本国内に所在する場合は刑事摘発が可能であり，法律・運用が有効に機能しているが，リーチサイトは幫助として刑事罰の対象となりうるものの，正犯の特定が難しいため，今回制度を整えば，サイトの多くの運営者（ドメイン登録者の住所）は日本国内に所在していることから，制度を整えば，日本において対策が可能。（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

- リーチサイト等においてはリンクの削除や広告収入の流入の遮断等をリーチサイトの運営者又はリーチアプリの提供者並びに広告事業者に対して要請しても、要請の法的根拠が明確でないという理由から対応が取られない場合や削除まで日数がかかってしまったり、削除された後も再度同様にアップロードされるため、侵害行為への対策が困難となっており、根本的な解決ができていない。このため、リーチサイト等に関する制度整備が早急に進むことを希望する。(一般社団法人日本音楽著作権協会、株式会社KADOKAWA、株式会社リブレ、デジタルコミック協議会)
- リーチサイトという侵害類型は、これまで強く主張されてきたリンク行為のいわば「法的な不可侵性」、あるいは著作権法の未整備につけこんだ「現時点では違法とは言い切れない巧妙な脱法行為」である。そのため、現行法下では、プロバイダー責任制限法の「発信者」にあらず、発信者情報開示請求ができないほか、単なるリーチサイトの行為だけでは警察への告訴もできない。現行法で損害賠償請求権が生じうるという意見もあるが、そもそも違法化しなければ被請求権者を特定する方法がないため、現時点では実効性がない。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会)
- リーチサイトが明確に違法となれば、新規サイトの立ち上げの抑止や運営中のサイトに対する警告として著しい効果が期待できる。(株式会社講談社、株式会社集英社)
- 現行法ではリーチサイトの運営行為を立証するためには実際の侵害行為(侵害データをアップロードした事実)をしっかりと立証した上でなければならないが、リーチサイトが違法化されればリーチサイトを運営している事実のみで刑事、民事両面での対策が容易となる。(株式会社集英社)

①-3 文化の発展へ寄与することに期待する意見

- 中間まとめでは「典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なもの」及び「侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合」に限定され、刑事罰へのハードルが高く課せられていることから、今回の法改正の目的が新たな犯罪行為の法的規定を越えて、国民全体に著作権者等の権利を正しく守ることの啓蒙に置かれていることをあきらかに感得でき、中間まとめに沿った法改正が、日本の文化の発展に寄与するものと考えられる。(一般社団法人日本雑誌協会)
- リーチサイトの運営者はURLを掲載しているだけで著作権侵害はしていないとの認識であり、ユーザーも違法ではないサイト・URLを経由してダウンロードしているという認識であるため、それによって作品・検索そのものが萎縮してしまう可能性に思い至っていない。このことは各コンテンツホルダーの売上侵害という面だけではなく、産業としての創作活動を阻害することとなる。したがってリーチサイトを違法とすることは罰則化による抑止効果としての海賊版対策のみならず、創作活動の発展にとって非常に有効。(株式会社リブレ)

①—4 国際的な観点から評価する意見

- 金銭的実害のみならず、リーチサイトが存在すること自体が、「その国はコンテンツ（著作権）に対してその程度の保護しかしない国なのだ」という悪い印象を強く与える。リーチサイトが野放しにされていること自体が文化的に後進国であるという印象を他国に与えてしまう。（個人）
- 侵害を助長するリーチサイトを著作権侵害責任の対象として検討することは、国際的なベストプラクティスである。例えば、アメリカでは、ビットトレントにより共有されたファイルのアップロードとダウンロードを奨励していたウェブサイトを経営していた被告に対して著作権侵害の責任を認めた判決がある。また、欧州司法裁判所（C J E U）は、公衆伝達（**communication to the public**）にはリンク行為を含むため、無許諾のリンク行為は著作権侵害であると判断した。（株式会社日本国際映画著作権協会）

②法整備に反対する意見

- 著作権を侵害する違法アップロード行為は許されるものではなく、取り締まられるべきである。またその違法アップロードを取り締まる法制度はすでに整備され、効果をあげており、海賊版対策は違法アップロード対策をベースに考えることが原理原則だ。これに対して、現在議論されているリーチサイト規制について、リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護されるものであることから、我々はリーチサイト規制に反対の立場をとる。（一般社団法人インターネットユーザー協会）
- リーチサイトから一度でも蔵置サイトにたどり着けばその後はリーチサイトを利用せずに直接蔵置サイトを閲覧するようになるほか、海外のリーチサイトを利用されてしまえばリーチサイトを規制しても何も解決しない。（個人）
- 過去に貼ったリンクの内容が変わってしまい、そのことが認識されていない場合も十分に考えられることから、多くの人が今回の規制にかかってしまう可能性も考えられる。（個人）
- 著作権侵害に対しては悪質な直接侵害を止めさせるのに注力すべきであり、これまでほとんど直接侵害者を摘発するのに力を払っていなかったのに中間的な存在であるリーチサイト規制を行うことは不合理。むしろ直接侵害の摘発強化とあわせて、主要な大手出版社に対し、正規品を安く入手できるような共通のプラットフォームを整備するように働きかけるべき。（個人）
- 著作権法上の問題に限らず、インターネット上の権利侵害行為についてはプロバイダ責任制限法の改正等により汎用的に立法的な解決が図られるべき。（個人）

2. リンク情報等の提供による侵害コンテンツへの誘導行為に係る現状

(リーチサイト・リーチアプリ)

- 日本における海賊版サイトの主流はリーチサイト型である。現在、デジタルコミック協議会が把握しているアクセス数上位10の海賊版サイトのうち、リーチサイト型(含むトレント)は9を占めている。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会)
- 現在の海賊版サイトの主流はリーチサイトを中心としたダウンロード型である。(株式会社集英社、株式会社リブレ)
- 各サイバロッカーについては、前提として「アップロードされるファイルは著作権侵害物ではない」ことが前提になってはいるものの、実際としては違法ダウンロード用のファイルである。(株式会社リブレ)
- 侵害物はストレージに蔵置されているが、サービスはその多くが米国以外の海外で、日本からの発信者の情報開示請求には簡単には応えない。開示請求に一旦応えてしまうと、リーチサイトの運営者は、そのストレージを絶対に使わなくなり、収益をあげられなくなるからだろう。したがって侵害の事実を証明するのが極めて困難である。また、海外のストレージ企業の大半はコンプライアンス意識が希薄で自浄作用は期待できない。(デジタルコミック協議会)
- 特に懸念されるのは「出版物」で、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為が著作権者の利益を阻害し、さらに出版物を販売する出版社の利益を減少させている。漫画・コミックの分野では、影響が大きかった漫画村の閉鎖後、漫画村利用者の多くがリーチサイトに流れている。この影響で、実際の本を扱うレンタルブック市場においても影響が大きくレンタルブック事業者団体の調べでは、深刻な利用者の減少とレンタル事業者の利益の減少を招いている。(一般社団法人出版物貸与権管理センター)
- 「リーチサイト」については、一部のユーザーにおいては、著作権侵害に係る意識もないままに日常的に利用しており、レンタル業界を含めたコミック市場にも大きな影響を与えているものと思われる。(日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合)
- 近年急速に悪質度合を高めている海賊版サイトに対して、業界各社とも連携し、DMCA(デジタルミレニアム著作権法)に基づく削除要請をはじめとした様々な対策を施してきた。当社作品に関していえば、毎年度約17~18万件もの各種削除対応を行っているところ、リーチサイト等に掲載されたリンク情報から移動した先にあるストレージ(侵害コンテンツの蔵置されているストレージ)に対する削除要請は、その7~8割を占める。これだけの対応を続けるにあたり多くのリソースも費やしているが、あくまで効果は一時的なものであり、ストレージへの侵害コンテンツのアップロードは減る気配がない。(株式会社KADOKAWA)

- 月に2万弱～4万もの侵害ファイルに対して削除要請を送付しているが、リーチサイトの数は非常に多く、サイト閉鎖に追い込んでも新手がすぐに登場してしまう。出版社として、削除要請、個別サイトへの法的アクションなどさらに注力していくが、違法化という法律の網が必須。リーチサイトの違法化が速やかに実現されることを強く望む。(株式会社集英社)
- 経済産業省，一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構，マンガ・アニメ海賊版対策協議会によるリーチサイトに掲載されている作品と掲載されていない作品の正規版の売上を比較するなどした調査によれば，リーチサイトによって新刊作品の売上が約2割減少するとの結果が出ている。(デジタルコミック協議会)

3. 現行法による対応可能性

- 現行法においてもサイト「はるか夢の址」は摘発されており、「緊急に対応する必要性の高い悪質な行動類型」についてのみ検討するのであれば，当該悪質な類型について，現行法による規制がどこまで行えるのかについての検討がまずなされるべきである。中間報告書においては，悪質な類型に絞ったそのような議論が記載されておらず，リンクの規制以前にその点を検討・明確化するべきである。(エンターテイメント表現の自由の会)
- 権利者団体側がリーチサイト等に対して現行法に基づいてどこまで何をしたのか，定量的かつ論理的な検証は何らなされておらず，どのような場合について現行法では不十分なかが全く不明。ロケットニュース事件やリツイート事件はSNSにおけるリンク行為を取り扱ったもので，いわゆるリーチサイトとは性質を異にする。カラオケ法理に関してはネットワークを通じた提供を含めて各種の民事での判例があり，著作権侵害幫助に関する刑事事件もあるのであって，判例と現行法の解釈についての分析すら不十分。権利者団体が悪質なケースがあると主張しているにもかかわらず，その悪質なリーチサイトに対していまだに民事・刑事での明確な裁判例が積み重なっていない。間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め，著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定し，著作権法へセーフハーバー規定を導入することのみを速やかに検討するべきである。(個人)
- 差し当たりの制度的対応として，特に悪質なリーチサイト・リーチアプリを対象を絞り込んで民事・刑事上の責任を著作権法に明記するとの方向性に賛成する。もっとも，制度整備の対象外と整理されるリーチサイト・リーチアプリであっても，個別具体的な事情に応じて侵害責任（直接侵害・間接侵害・幫助等）が成立し得ることを明確に確認できる措置が必要と考える。(一般社団法人日本レコード協会)

- 侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供を差止請求権の対象とすることに賛成だが、「みなし侵害」として構成するのであれば、不法行為に基づく損害賠償責任の成立を妨げるものではないことを確認すべきである。(一般社団法人日本レコード協会)
- 今回の差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に該当しない行為であっても、幫助あるいは間接侵害等として違法となり得る場合を否定する趣旨ではなく、今後の立法過程でもその趣旨が明確化されるべき。(一般社団法人日本映画製作者連盟)
- 差止命令が直接侵害に適用されることに同意する。また、当社は、著作権侵害を助長する者、すなわち「間接侵害」に対しても、権利者が差止めを申立てることができるべきであると提案する。(株式会社日本国際映画著作権協会)

4. リーチサイト規制と「表現の自由」との関係

①リーチサイト規制は「表現の自由」の公共の福祉による制約として認められると評価する意見

- 「表現の自由、個人の発言の萎縮」については「厳格な基準と利益衡量の併用」などの条件で十分配慮されており、一方で正規コンテンツによって表現の自由は保障されている。このためデッドコピーとしての「表現」を抑止することが表現の自由に抵触するとは思えない。対象を悪質なサイトに限定する基準作りの問題だけではないか。今以上のインターネットの発展には正規コンテンツの流通条件が絶対であることに異論はないと思うが、海賊版対策の議論はメカニカルあるいは法技術的なものに目が行きがちで、総じて「侵害されている著作権者は、何の落ち度もないのに一方的に犯罪に巻き込まれた被害者である」という視点が欠けている。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会)
- 憲法で保障されている「表現の自由」も無制限に許されるものではなく、公共の福祉との兼ね合いを考慮すべきであり、それを守ることをばかりに固執して著作権者等の権利を侵害する行為を放置したままにすることは公共の福祉に反する行為である。著作物を創作する行為は文化の発展に寄与するものであり、著作権者等の権利が社会的に保護されるのは当然である。(一般社団法人日本雑誌協会)

- 表現の自由と著作権等の財産権はともに表現の自由市場に不可欠。海賊版等は出版等の著作物を公衆に提供又は提示する営みを自由競争を逸脱する項によって疲弊させるものであり、それゆえそれを放置することは、表現の自由の基盤を疲弊させ、その実質的保障を危うくしかねる。したがって、著作権等の侵害行為を規制することは表現の自由を実質的に保障するためにも必要。表現の自由と著作権等の権利の適切な保護は相対立するものではなく、今回の中間まとめの結論も表現の自由と対立するものではない。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- 「ハイパーリンクは情報通信の基幹技術」という指摘もあるが、他人の正当な権利を侵害する手段として用いたり、他人の正当な権利の侵害を拡散するために用いたりすることが許容されるものではない。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ハイパーリンクという基幹技術が萎縮するという意見もあるが、それは他者の権利・利益を侵害しない範囲で認められるものであり、これを適正に運用することで技術が生きる。リーチサイトが法に触れるということで運営側に対して抑止効果もある。犯罪を幫助することと、自由を守ることを混同しないでほしい。(個人)

②リーチサイト規制による「表現の自由」への影響を懸念する意見

- リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護される。加えてリンクはhttp (hyper text transfer protocol) というインターネットを支える根幹技術のベースにあるものであることから、我々はリーチサイト規制に反対の立場をとる。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- リンクはインターネットにおける根幹技術であり、その発展を支えてきたことから、リンク行為について一部違法化を行うことは、表現の自由の侵害であり、インターネットの発展を阻害する。(エンターテインメント表現の自由の会)
- 「中間まとめ」において提言された「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」は、リンク行為全般を対象としているわけではなく、侵害コンテンツへの誘導を目的とした、悪質なリンク行為に対する法整備と認識している。それ以外のリンク一般を利用した表現行為について、表現の自由を阻害するものであってはならないと考える。本件の法制化に関し、表現の自由については十分に配慮されるようお願いしたい。(株式会社KADOKAWA)

5. 民事（差止請求）

5-1 総論

- 「場・手段」について、憲法上保護に値する表現行為の萎縮が生じないように、侵害コンテンツへの到達を容易にすることを通じて侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等、客観的要件に限定を加えることはやむを得ないと考える。（日本電子書店連合）
- 本検討においては「緊急に対応する必要性の高い悪質な行動類型」のみについて検討を行い、それ以外の類型については具体的な検討を行っていない。例えば、自身の研究論文を多数公開し、その参考文献のリンク先が違法にアップロードされたものであった場合、目的について客観的に判断するのは困難であり、侵害コンテンツへの誘導の直接性が認められるなど、本件の要件を満たす可能性が高いが、本件が検討における「緊急に対応する必要性の高い悪質な行動類型」に該当するとは考えられない。本件のようなケースが要件に当てはまらない構成要件にすることを求めるとともに、悪質でない類型が該当してしまうような構成要件を今回の検討で設けるべきではない。（エンターテイメント表現の自由の会）
- 中間まとめのうち、リーチサイトの定義における「場・手段について」においては「サイトの開設等の目的や客観的に果たしている機能に着目」して、サイト開設者の明確な侵害目的を要件としている。しかし「主観について」では、「侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定する」とあり、脚注23（新脚注32）においてはプロバイダ責任制限法との関係から「リンク等を掲載せず誰でも自由に掲載できるタイプのリーチサイト」への対抗が不可能となることから、故意だけでなく過失も含むとしている。汎用的な動画サイトや画像アップロードサイトはユーザーによって侵害コンテンツがアップロードされることがあり、客観的に果たしている機能からリーチサイトと判断され得る場合が考えられる。悪質なリーチサイトに限定した規制をするという目的から鑑みれば、リーチサイトの定義をより明確にすべき。「場・手段や主観に関する要件によって特に因果的寄与が特別に強度で悪質なものをくくり出してきているので、パロディ等は問題とならないと考えられるため、対応は必要ない」との意見もあるようだが、この中間報告の書きぶりではくくりだされているようには思えない。（一般社団法人インターネットユーザー協会）

5-2 場・手段について

①規制対象が広くなり過ぎることを懸念する意見

- 侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定して規制することに賛成。ただし、「場・手段」を限定する方法について、例示されている「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」のみを要件とするのは疑問である。技術面からみると「機能」というのは中立的なものであり、サイト運営者の意図にかかわらず、サイトから何らかのリンクが張られていれば「違法な自動公衆送信を助長」する結果となることは否定できず、そのような定性的な要素について「主として」といえるかどうかを判断することは難しく、サイト運営者にとり判断に苦しむ場合があると考えられる。この要件だけでは実質的に規制対象を十分に限定する意味を果たせず、結果として表現行為への萎縮効果をもたらすおそれがあることには留意いただきたい。例えば絞り込みの要件として、「サイトの開設の意図・目的」を中心に据え、例示されている「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」を要件として設定し、加えて客観的事情を要件として設定することも考えられる。仮にサイトの仕様等の客観的事情を要件に取り込むのであれば、不正な主観的意図の存在を推認できるような事情（例えば、「専ら違法な自動公衆送信を助長する手段（リンク）だけで構成されているウェブサイト」、「侵害コンテンツへのリンクが相当割合を占めるウェブサイト」とするなど）を具体的に明記し、サイト運営者に対する明確な指針とすることで、規制対象として想定されていないウェブサイト等にまで解釈の射程が広がらないような工夫も考えられるところである。検討の視点として置かれている表現の自由を不当に制限する結果を招来しないとの配慮を踏まえ、要件を定めて頂きたい。（一般社団法人日本知的財産協会（次世代コンテンツ政策プロジェクト））
- 例示されている「主として」は対象要件が狭い可能性があり、違法となるリーチサイト等の「抜け道」を許すおそれがあることから、「機能」という「客観的」な要件のみならず、違法なコンテンツを拡散しようとする「主観的」な要件を追加すべき。（個人）

②規制対象が限定的になることを懸念する意見

- 場・手段を限定する手法の例示として、「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」が挙げられているが、「主として」という文言が「専ら」「のみ」といった限定的な解釈に陥らないように手当てを講ずるべきである。また、違法な送信可能化を起点として自動公衆送信が行われることに徴すれば、「違法な自動公衆送信」には「違法な送信可能化」も当然含まれることを注意的に確認されたい。(一般社団法人日本レコード協会)
- 侵害コンテンツの拡散を助長する目的でSNSのアカウントを開設し、大量の侵害コンテンツへのリンク情報等を広く発信している事例もあることから、SNSアカウントからの発信であれば差止が行われまいというような限定的な解釈がされないことを明確にするべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)

③リーチサイトの認定に関する意見

- リーチサイト等の主要な目的や効果は以下の基準によって判断できると考える。
 - a) 侵害の重大性、又は、侵害助長の重大性
 - b) サイト等が著作物を利用可能にしているか、又は、著作権の侵害への関与、すなわち助長するための手段であるディレクトリ、インデックス若しくはカテゴリを含むか
 - c) サイト等の運営者又は管理者が、著作権を無視すると示しているか
 - d) サイト等が（民事、刑事、若しくは行政上の）著作権侵害責任を負うと判断されているか、又は、他国の裁判所によって、著作権侵害若しくは侵害の助長を理由としてサイト等へのアクセスの遮断が命じられているか
 - e) サイト等が技術的保護手段の回避、又は、裁判所がサイト等に著作権侵害責任を認めた判決等を回避するための方法若しくは指示を含むか
 - f) サイト等の通信量又はアクセス頻度
 - g) サイト等に著作権侵害を誘導又は奨励する利用者へのメッセージが含まれているか
 - h) サイト等に最新で有名なコンテンツへのリンクが含まれているか、すなわち、一般人にとって、利用可能な当該コンテンツは著作権で保護されており、かつ、公衆の不特定の者に許諾されていないことが客観的に明らかであるか
 - i) サイト等の運営者がリンク先のコンテンツが著作権を侵害していることを知っているか、又は合理的に知り得べきか
- (株式会社日本国際映画著作権協会)

5-3 主観について

①-1 「侵害コンテンツ」に関する主観要件として故意・過失を求めることに賛成する意見

- 差止請求権について「違法にアップロードされた著作物と知っている場合、又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」等として、故意・過失の一定の主観的要件を課すことによって差止請求を行った場合それが充足されたものと解されることから、賛成。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- 主観について侵害コンテンツの故意・過失が認められる場合に限定し、及びその他の主観的要件として図利加害目的等は不要とすることに賛成。(一般社団法人日本映像ソフト協会)

①-2 「侵害コンテンツ」に関する主観要件に過失の場合を含めることに否定的な意見

- 脚注23(新脚注32)の記述を根拠として、過失である場合も含めなければならないかのような記述がなされているが、そもそも「プロバイダに対してリンク等の掲載者に関する発信者情報開示請求ができな」い、とまで言えるかは不明であり(「発信者情報開示がなされにくくなる」可能性はあると考えられる)、これをもって過失も対象とする理由とすることには無理がある。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))

①-3 「侵害コンテンツ」に関する主観要件を求めることに反対する意見

- 主観的要件について、リンク情報等の提供者が違法性を容易に判断できない場面もあり、そのような場合にまで一律に差止請求権の対象としてしまうと表現の萎縮につながることを理由に主観的要件が必要であるとしているが、これについては反対する。主観的要件が必要とすると、故意又は過失がなければ、リンク情報等の提供者が損害賠償責任を負わないとなると、侵害コンテンツへの誘導行為への対応として不完全なものになってしまうおそれがある。表現の萎縮に対する考慮としては、「場・手段」として、客観的要件に限定を加えることで必要かつ十分であり、主観的要件を必要とすることは、表現の萎縮に対する過大な考慮と考える。(日本電子書店連合)

②—1 「場・手段」又は「侵害コンテンツ」のいずれかに関する主観要件を求める意見

- 主観要件は、「主として違法な自動公衆送信を助長する目的でウェブサイトを開設する」という場・手段におけるものか、あるいは、個々にアップロードしたコンテンツが他人の権利を侵害するものであるということのいずれかにおいて、故意・過失が認められれば規制の対象とすることが適当である。（一般社団法人日本書籍出版協会）

②—2 「場・手段」に関する主観要件を求めない意見

- 侵害コンテンツであることに関する故意・過失の存在とは別に、場・手段に関する主観要件を課すことは屋上屋を架すものであり、過度の立証負担を避けるためにも不要である。（一般社団法人日本レコード協会）

③主観要件ではなく手続的要件を求める意見

- 無辜の開設者が刑に問われないよう、主観要件ではなく一定の手続に従った Notice を必要とするような形で要件を立てるのが望ましい。（一般社団法人インターネットユーザー協会）

④故意の認定に関する意見

- 複数回指摘を受けるようなサイト運営者は故意の侵害助長行為者として責任を負うべき。（株式会社講談社）

⑤故意・過失の立証責任に関する意見

- リーチサイトの開設者は、違法コンテンツの蔵置サイトの開設者と共謀している例も実質的に非常に多いとの報告もあり、リーチサイト上で紹介されているコンテンツの大半あるいは相当数が違法なものであれば、その事実をもって、そのサイトは違法コンテンツの流通助長を目的としたものであるとの主観要件は十分に推定することができると思われるので、故意または過失がなかったことの立証責任は、サイト開設者に転換することも可能ではないか。それによって、適法なコンテンツの流通が萎縮することは考えられない。（一般社団法人出版物貸与権管理センター、一般社団法人日本書籍出版協会）

5-4 行為について

①侵害コンテンツへの誘導の直接性

- 侵害コンテンツの拡散防止に向けて機動的に対応するためには、侵害コンテンツへの到達を実質的に容易にする行為を漏れなく対象とする必要がある。（一般社団法人日本レコード協会）

- 将来の技術の発展を悪用して新たな情報提供手段を実行しようとするものが出てくる恐れは十分に考えられるので、「実質的にコンテンツへの到達を容易に行えるようにする情報の提供」と評価できれば差し止め請求の対象とすべきとしていることは極めて妥当。(一般社団法人出版物貸与権管理センター，一般社団法人日本書籍出版協会)
- リーチサイトの開設者あるいは運営者の故意性は，当該サイトで紹介されているコンテンツの相当部分が違法コンテンツであるという客観的な事実によって，相当程度推定することができると思われる。もとより過剰差し止めの事態を招くことは好ましいものではないが，「実質的にコンテンツへの到達を容易に行えるようにする情報の提供と評価できれば差し止め請求の対象とすべき」との検討結果を阻却することのないよう，違法コンテンツの拡散に対して有効な手段となるような制度設計がなされることを期待する。(一般社団法人出版物貸与権管理センター，一般社団法人日本書籍出版協会)

②侵害コンテンツへの誘導の方法

- 差し止め命令は，(ハイパーリンク，埋め込み型リンクにかかわらず，いかなる方法であっても) 著作権の侵害又は侵害を助長することを主要な目的又は効果とするサイト等の運営者に対し，以下の方法によりなされるべき。
 - ・ 侵害コンテンツのURLを掲載する
 - ・ 侵害コンテンツを含むページのURLを掲載する
 - ・ 侵害コンテンツに容易にアクセスできるようにするリンク情報を公開する
 - ・ サイト等にある侵害コンテンツへのリンク情報を取得するためのコマンドを実行する「ボタン」等を公開する
 - ・ 侵害コンテンツに簡単にアクセスできるようにするリンク情報を提供するアプリを公開する
 (株式会社日本国際映画著作権協会)
- 本中間まとめでは「リンク等情報」という言葉が複数箇所で用いられているが，リンクに限定せず，「等情報」をつけて，対象を不明確にしている。「リンク等情報」がいわゆるリンク (HTMLで<a>タグで囲まれており，ユーザーがクリックするとページが遷移するもの) 以外を指すことがあるのであれば，それを例示すべきである。もし純粋なリンク行為のみをもって定義するのであれば「等情報」を削除し，同時に「リンク情報」が何を示すのかも明確に例示すべきである。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

③リーチアプリの取扱い

- Twitterでのリンクを含むツイートを多くのせたサイトも「情報埋め込み型」に類似したものであると想定されるが，おおよそ悪質な行動類型に該当するとは考えられず，本件のようなケースが要件に当てはまらない構成要件にすることを求める。(エンターテインメント表現の自由の会)

5—5 対象著作物について

①対象著作物の限定を不要とする意見

- 音楽・映像の違法ダウンロードについては有償著作物やデッドコピーの該否を問わず違法とされている他、「場・手段」や「主観」でみなし侵害の成立要件が絞り込まれていることに照らすと、対象著作物の限定は不要と考える。(一般社団法人日本レコード協会)

②有償著作物への限定を不要とする意見

- 広告モデルによるコンテンツ配信など無償で提供されているコンテンツの保護のため、対象を有償著作物に限定しないことに賛成。(一般社団法人日本映像ソフト協会)

③デッドコピーへの限定を求める意見

- 中間まとめではデッドコピーへの限定を行わず、漫画や映像の一部を切り取ったもの、タイムストレッチにより長さを変更したものについても本規制の対象とする方針であることが示されている。しかしこれらは漫画評論や映像評論では一般的に行われる手法である。日本においては米国のような表現の自由の担保を主眼においたフェアユース規定や、欧州に存在するパロディ規定が存在しないため、ここで挙げられている事例が著作権侵害とされ、表現の自由を大きく毀損する。差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型への対応をするという目的から鑑みれば、まずはデッドコピーに限定すべきである。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

④二次創作等の除外を求める意見

- 「⑤マンガを翻案し、新たなマンガを創作したもの」については、これが入ると日本の二次創作文化が大きく毀損される。クールジャパンを標榜するわが国に著作権法に絶対に含めてはならない条項である。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

- オマージュやパロディ、二次創作等（以下、「原典のある著作物」と呼ぶ。海賊版を含まない。）についての著作権法における確定的な解釈はなされていないが、現実的にはこれら原典のある著作物は文化的な創作活動として日本において一定の存在感を持っている。原典のある著作物は、いわゆるデッドコピーではないものの、形式上、⑤マンガを翻案し、新たなマンガを創作したもの、⑪映像の音声を別の音声で吹き替えたもの、⑫映像の音声に加工を行ったもの、⑬白黒のマンガに着色したものなどに該当する可能性が高い。近年はインターネット上で、セリフ吹き替えコンテストやMAD動画と呼ばれる、原典をモチーフにした創作が一般に行われており、これらについてのリンク集も存在する。また、二次創作同人がダウンロード販売されているサイトも上記の⑤⑪⑫⑬などに該当するものも含まれると想定される。これらは、日本の創作文化において厳然たるジャンルを築いており、著作権法の文化の発展という趣旨からしても、クールジャパン推進の趣旨からしても、これら文化が縮小・萎縮することがあってはならない。これらも、仮に違法性があるとしても、おおよそ悪質な行動類型に該当するとは考えられず、今回の刑事罰の対象となる範囲からは明確に除外されるべきである。
（エンターテインメント表現の自由の会）
- 翻案を行う場合には新たな表現行為を含んでおり、表現の自由との関係でより慎重な検討が必要であることから、今般差し当たり緊急に対応すべき類型ではない。
（個人）

⑤ 改変された著作物を対象に含めることを求める意見

- 対象となる著作物については、動画の長さや侵害行為者が検出逃れのために行う枠付きの動画や反転、明るさや色味の変更、字幕の挿入や音声の吹き替えなど侵害者が手を加えたものについて、除外されないよう配慮いただきたい。（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

⑥ 国外の侵害コンテンツへのリンク等に関する意見

- 国外の侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供についても、音楽・映像の違法ダウンロードに関する現行法の規定に倣い、みなし侵害の対象とするのが適当。（一般社団法人日本レコード協会）
- 海賊版サイトが国内サイトであろうとも、海外サイトであろうとも、「国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべき」サイトを対象とするとの意見に賛成。（日本電子書店連合）

⑦ 「侵害コンテンツ」の判断基準が不明確であるとの意見

- 侵害コンテンツであるかどうかの判断基準が不明確であり、無料コンテンツの利用を控えてしまう。（個人）

5-6 その他の要素（正当な目的を有する場合の取扱い等）について

- （当協会から提案した）「場・手段」「主観」の要件を満たす場合について、正当な目的を有するケースは想定し難いため、除外規定の創設は不要と考える。（一般社団法人日本レコード協会）

5-7 リーチサイト運営者等に対する差止請求について

①個々のリンク情報の提供等についてリーチサイト運営者等に対する差止請求が可能であることを明示することを求める意見

- リンク情報等の提供者がリーチサイト運営者やアプリ提供者と一致しないケースを想定した場合、差止請求の相手方をリンク情報等の提供者に限定してしまうと削除依頼の現行実務と一致しなくなり、混乱を来すおそれがある。ついては、差止請求の相手方をリンク情報等の提供者に限定することなく、リーチサイト運営者及びアプリ提供者への差止請求も可能であることを明示した制度設計が適当。（一般社団法人日本レコード協会）

②-1 リーチサイト運営行為そのものに関する差止請求を求める意見

- 制度整備にあたっては、運営者が適法なコンテンツへのリンク情報等を一定数掲載するなどして、リーチサイト等を「グレー」な状態にすることによる責任逃れを回避すべき。差止請求の対象を個々のリンク情報等の提供のみに認めると、実質的には悪質なリーチサイト等の運営行為が継続されるおそれがあるほか、大量のリンク情報等があるリーチサイト等においては個々のリンク情報等を確認する負担が大きく、また著作権等管理事業者においては「個々の権利者の救済ではなくて、集合的な意味での著作権者の救済」が求められていることから、サイト・アプリ全体への差止請求を運営者に対して認めるべき。（一般社団法人日本音楽著作権協会）
- リーチサイトやリーチアプリを通じて侵害コンテンツが拡散し、数多くの権利者に被害をもたらしている実情に鑑みれば、個々の権利者が個々のリンク情報の提供行為について差止請求を行うことになる制度設計は侵害対策として十分とは言い難い。権利者の集団的救済を図るための措置として、リーチサイトの運営行為やリーチアプリの提供行為そのものを差止請求の対象とすることも検討すべき。（一般社団法人日本レコード協会）

②-2 リーチサイト運営行為そのものに関する差止請求による過剰差止を懸念する意見

- 当該著作物への将来のリンクの差止が認められれば私権の保護としては十分であり、これを越えて運営行為そのものの差止めまで認めることは、もはや主観訴訟の域を逸脱した過剰差止であり許されない。（個人）

6. 刑事罰

①刑事罰の対象とすることに賛成する意見

- リーチサイト等において故意に侵害コンテンツに誘導する行為については、それ自体を一体の範囲で刑事罰の対象とすることに賛成。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- 個々のリンク情報の提供行為の他、リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為についても、権利者の集团的利益の危殆化を招く法益侵害として、刑事罰の対象とするのが適当。(一般社団法人日本レコード協会)
- 刑事救済のため、民事差止の対象となるすべての行為に刑事罰が付与されることに同意する。刑事罰は、著作権の侵害又は侵害を助長することを主要な目的又は効果を有するサイト等に適用されるべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- リンク情報等の提供を通じて侵害コンテンツへの到達を容易にすることによって侵害コンテンツの拡散を助長する悪質な行為について、民事上の請求による救済を可能とするのみならず罰則を認めることによる抑止効果を生じさせることが適当であることから、刑事罰の対象とすべきである。(日本電子書店連合)

②法定刑に関する意見

- 法定刑については、抑止効果を生み出すために、3年から5年の懲役刑、差止命令、及びドメインの差押さえという制裁措置を講じてそのような行為を刑罰化することが適切であることに同意する。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- みなし侵害行為について客観的要件に限定を加え、特に悪質な行為に限ることからすれば、法定刑としては「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とするのが妥当である。(日本電子書店連合)
- 立法にあたっては現行著作権法における他の法定刑との整合性に留意しつつ、適切な法定刑が検討されるべき。(個人)

③インターネット上の著作権侵害への制裁に関する意見

- 被害者の救済にあたって、リンク情報等の提供者に対する金銭的な制裁のみでは不十分な可能性が考えられるため、将来的に、ドメイン没収等の制裁を検討するという意見に賛成する。(日本電子書店連合)
- インターネット上の著作権侵害に関する制裁として望ましいものとしてサービスの提供停止とあるが、これはいわゆるスリーストライクルールのような開設者のインターネットアクセスを制限するようなものを射程に入れているのか。インターネットへのアクセスは現代では一種の人権である。インターネットアクセス、そしてその場での情報発信を禁じるような、知る権利や表現の自由を制限する罰則はあってはならない。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

7. その他民事（差止請求）と刑事罰の両方に関する意見

- 民事差止と刑事救済の範囲については、以下の範囲を含むことに同意する。
 - a) あらゆる種類の著作物
 - b) 日本を裁判管轄とする侵害行為
 - c) 無許諾の二次的著作物を含む、全部又は一部の著作物(株式会社日本国際映画著作権協会)

8. インターネット情報検索サービスへの対応について

①立法的対応によることに積極的な意見

- インターネット情報検索サービスを介したリンク情報の提供行為については、現状、米国デジタルミレニアム著作権法のルールに則して、各リンク情報の検索結果を非表示とする措置等が執られているが、運用上の改善方策を検証し、立法的対応を含めた検討を継続するのが適切と考える。(一般社団法人日本レコード協会)

②立法的対応は見送るべきとの意見

- インターネット情報検索サービスに関する規制については「現時点においては、当事者間における取組みによって本課題の解決を適切に図ることができる可能性は十分にあるもの」とされ、今回は見送られるように理解する。情報検索サービスは大規模プラットフォームによるものだけでなく、プライバシーにより配慮する目的の新たなものが出現している。また情報検索サービスは今後汎用的なものだけでなく、ある情報に特化したクローリングによるサービスが今後出現することが予想される。あたらしいサービスの出現を促進するためにも参入障壁となるような法制度は見送られるべきである。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

③当事者間の今後の取組等に関する意見

- Google を初めとするインターネット検索情報サービスの検索結果にサイトが表示されなくなることは今日のインターネット社会において、表現の自由及び知る権利が大幅に制限される事象であることは明らかである。しかしながら、本件の検討を行う団体は権利者団体およびインターネット情報検索サービス事業者に限定され、著作物の有効利用という観点に乏しい。具体的には、本件で違法とされない対象のサイトが検索結果に表示されなくなった場合に対処する仕組みの検討などが不十分になる恐れがある。ついては、インターネットユーザーの代表の協会などしかるべきユーザー側の団体を協議の場に参加させ、インターネット情報検索サービス事業者によるトップページの検索結果からの削除が認められる基準の明確化のみならず、検索結果から削除されたサイト運営者等からの個別問い合わせに対して、個別具体的な理由を説明することを義務づけるなどを行うべきである。(エンターテインメント表現の自由の会)
- Google については、個別の問合せに応じていないと指摘されており、これらの点についても事実関係を併せて調査が行われるべきである。検索結果からの削除について、日本語による適切な救済措置が容易に行われる環境が整備されなければ、インターネット上における表現の自由およびユーザーの知る権利は大きく阻害される。(エンターテインメント表現の自由の会)

9. 法整備の実効性をより高めるための取組に関する意見

①ガイドラインの策定や周知・普及啓発を求める意見

- 侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものを規制するという趣旨は理解できるが、リンク情報が違法でないことの確認をより慎重にする必要が生じるなど、利用者にとって、萎縮効果が大きいと思われる。法規制するのであれば、表現行為への萎縮が起きぬよう慎重に要件を定めていただきたい。また、過度の萎縮が生じないように、ガイドラインの策定などを通じて丁寧な説明をお願いしたい。(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- インターネット社会においてリンク行為それ自体は情報の自由な流通を支える根幹の技術であり、一般論として表現行為として憲法上保証されることから、規制対象とするリーチサイト等はもっぱら悪質な者に限定し、一般ユーザーに過度な萎縮が生じないように、制度の十分な周知と運用面での配慮を求める。(一般社団法人日本新聞協会)
- リーチサイト・リーチアプリに関しては、直接的な著作権侵害行為には該当しないものの、侵害行為を助長していることは間違いないことから、早急にその法的な規制を図るとともに、著作権意識の向上に向け、ユーザーに対する啓発活動等も併せて実施していくべきである。(日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合)

②当事者同士での取組に期待する意見

- インターネット上で脱法行為が横行し、無辜の犠牲者を生み続ける事態を傍観することが、ネットビジネスのさらなる発展に寄与するとは到底思えない。リーチサイトの解決は、権利者とISP関連団体にとって対立項ではなく、インターネットに関連するすべてのステークホルダーが共同して解決していくべき問題。実際、権利者とISP関連団体等で協同して対策を実施していく素地ができており、例えばフィルタリングやアンチウィルスソフトウェアによるアクセス警告等が考えられている。仮に広くフィルタリングを実施してもリーチサイトを違法にしないと、その対象にできない（一般社団法人日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会）
- リーチサイト等が違法化されれば民間の協力で実施されている検索結果表示抑止や広告出稿抑止などの対策についても、その根拠が明らかになることで更なる対策が可能となり、広報啓発の面でもメッセージになる。（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

10. 今後も継続的な議論を求める意見

①侵害コンテンツへのリンク情報の提供等に関する責任について継続的な議論を求める意見

- 「リンク」という技術用語に拘泥することなく、「侵害コンテンツへの誘導行為」という社会的な効能、権利侵害の影響の度合いに基軸を置いたデジタル時代に対応した支分権の整理・再構成を検討すべき。（個人）
- ビューワーサイトなど、その違法性について未だ法的な整理がなされない類型が存在し、また、今後、新たな技術的施策による幫助行為が発生する可能性が高いため、法改正以降においても、議論の継続を望む。（日本電子書店連合）
- 今回対応の対象とならないような侵害コンテンツへのリンクについても、そもそも侵害コンテンツへのリンクが侵害コンテンツを拡散させ、被害を拡大させるという点において問題は同じであり、引き続き「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」についても検討する必要があるものと考えます。また、技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムへのリンクについても、侵害コンテンツを拡散させるという点では同視できるものと当協会としては考えておりますので、今後検討いただけるよう要望します。（一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）

- 近年、キュレーションサイト等でリンク先の記事や画像をプレビュー表示する「直リンク」と呼ばれるものがかねてより著作権者の利益を害する可能性があるとして指摘されている。今回の議論の関連で、リンク先のコンテンツの見え方、見せ方、提供方法など、リンク技術の進捗に伴う機能や実態の変化にも十分注意を払っていく必要がある。(一般社団法人日本新聞協会)
- 侵害コンテンツへのリーチサイト・リーチアプリで悪質な行為を禁じることについて議論が進んでいるが、他方で適法なコンテンツへのリンク情報等の提供行為は、問題ではないと考えられる。ここには「エンベッド」と呼ばれる埋め込みも適法コンテンツのリンク情報と捉えているが、とある著作権等管理事業者は、元のコンテンツがすでに権利処理済(であることを知りながら、エンベッドのサイトでも権利処理が必要であるとしており、著作物使用料の二重取りが横行している。サイトの運営者側は別途の許諾を取得しなければならないというハードルがあれば躊躇してしまい、当該コンテンツの流通を阻害することになっている。事案としては小さいモノであり、訴訟等に発展することなく、「使わなければよい」という選択肢は文化の発展という著作権法の目的に逸脱する。かかる議論においては、違法コンテンツの撲滅に通じるところは当然として、一部の権利管理団体の自分勝手なルールによって、適法コンテンツの流通を阻害してしまうことのないよう文化審議会でも議論いただきたい。(株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス)

②海外にあるリーチサイトが対象の範囲内であることの明確化を求める意見

- リーチサイト自体が①国内サイトである場合と、②海外サイトである場合、③いずれか不明な場合がある。リーチサイトについても、海賊版サイトと同様に、②及び③についても対象とすべく議論の開始を望む。(日本電子書店連合)

第2章 ダウンロード違法化の対象範囲の見直し

1. 総論

1-1 「ダウンロード」の定義

- 違法にアップロードされた著作物をストリーミング再生してアナログ形式のモニターへの出力信号をキャプチャーし、さらにデジタル変換してコンピュータにデジタル録画するような場合も、著作権を侵害する自動公衆送信を「受信して行う」デジタル方式の録画に該当しますので、文理上、法第30条1項3号に該当すると考える。デジタル録画をする過程でいったんアナログ変換を経由するとデジタル録画が違法ではなくなるという解釈がなされることがないよう、ご配慮をお願いしたい。(一般社団法人日本映像ソフト協会)

1-2 海賊版対策への効果

①海賊版対策への効果に期待する意見

- 被害実態に鑑み、録音、録画と同様の要件のもと、対象範囲を著作物全般に拡大していくことに賛成である。(日本行政書士会連合会、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、株式会社KADOKAWA)
- ダウンロード違法化の対象範囲を見直し、静止画を対象範囲に含める法改正は、海賊版サイトの撲滅に向け、非常に効果的。(一般社団法人出版物貸与権管理センター)
- ダウンロード違法化の対象範囲の見直しを強く要望する。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会)
- ダウンロード違法化の対象範囲を出版物まで拡大することを強く求める。(株式会社集英社)
- 故意による不正規ファイルのダウンロードについては罰則化(ダウンロードの違法化)とするのが望ましいと考える。(株式会社リブレ)
- 今般の検討において立法事実として捉えられているのは、違法にアップロードされた出版物がダウンロードされることによって被害が生じていることであると理解される。そうした被害への対策として、一定の範囲でダウンロードを違法化することには賛成する。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))
- 著作物として保護すべき本来的な価値は、音楽・映像等とそれ以外の著作物(静止画や文章、図表など)の間にもとより差はなく、かつ幅広い分野の著作物について海賊版による被害が生じている現状に照らせば、法的な対策の必要性は理解できる。(一般社団法人日本新聞協会)

- 現在、音楽・映像のダウンロードについては刑罰の対象とされているところ、静止画を対象とする正当な理由がないとの意見に賛成する。昨今の海賊版サイトの台頭により、静止画の違法配信による被害規模が甚大である点については自明であり、静止画においても音楽・映像と同様の状況である以上、音楽と映像に関して規制の対象としながら、静止画については規制の対象としないことについて合理的な理由が見いだせない。静止画のみを対象外とするのであれば、その根拠について、合理的な説明が必要と考える。(日本電子書店連合)
- ダウンロード違法化の対象範囲を音楽・映像のみに限定せず、コンテンツの違いによる区別は無くし、静止画に関しても同等の法改正で著作権を侵害するすべてのダウンロードが違法化されることが早急に必要であると考えます。(一般社団法人出版物貸与権管理センター)
- 日本の通信システムは4Gから5Gへ進化し、超高速・大容量時代が到来する。4Gで2時間映画のダウンロードは30秒程度とされているが、5Gではハイビジョン画質の2時間映画のダウンロードがわずか1.5秒で完了するとされており、ダウンロード行為は今後増加する可能性があることから、著作物を区別することなく、ダウンロード違法化を行うべきである。(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 侵害サイトは常時ドメインを変え、同時に配信方法も定期的に切り替えて特定されることを回避している。侵害サイトに自在なサービス変更をさせないためにも静止画を対象範囲に加える法改正が必要だと考えられる。(株式会社講談社)
- 「映画泥棒」のように違法行為であることを明確に喧伝することで抑止力が働く印象もある。著作隣接権の問題もあるが、そもそもの著作権者の方の権利・ライセンスを保全するためにも、まずは違法化対象として出版コンテンツも含む形として、そちらをもってユーザー・読者に対する啓蒙活動や違法サイトの撲滅につなげていくべき。クリエイターになりたいと思う人が出てこない理由にもなっており、素晴らしい作品を創作している方々へ対価を戻すことができない現状が非常にもどかしく、申し訳ない気持ちでいっぱい。ユーザー・読者にも良質なコンテンツを無料ではなく購入するという意識を持たせるべく、違法化対象範囲の見直しを求める。(株式会社講談社)
- アップロードの規制だけでは増え続ける著作物の無断転載の抑止にはならない。著作物の違法コピーが蔓延する原因には二次供給者の存在があり一次供給者から違法ダウンロードしたコンテンツを複製しさらにアップロードするユーザーがいることで違法コピーされた著作物がねずみ算式に増えることで本物の需給バランスを崩壊させる被害が発生する。これら等を抑止する為にはダウンロード規制の強化で二次供給者を減らす必要があるので法改正に全面的に賛成。(個人)
- ダウンロード違法化の対象に文書(テキスト)を含める改正に賛同します。まとめサイトに代表されるテキスト形式の無断転載は活字媒体メディアの収益を奪い国内のメディア産業に致命的損害を与え続けています。(個人)

- 優れたコンテンツを多数有する国家として、海賊版を決して許さない態度を世界中に示すことは「クールジャパン戦略」にも合致するもの。(個人)
- ダウンロード関係の刑事罰強化に反対する者のほとんどは、今の違法ダウンロードができるぬるま湯の状況に居たいだけ。正当な入手手段がここ十数年の技術革新によって安価になったにも関わらず「無料で配給しろ」と喚くクレーマー気質のもの。(個人)

②海賊版対策への効果に疑義を呈する意見

- 今回の問題の発端となった3サイトはいずれもブラウザを使って閲覧させる形式であり、ダウンロードを違法化したところで問題の解決には至らない。海賊版サイトはダウンロード方式からストリーミング方式に移行させることで回避可能であり、根本的な解決には成り得ない。海賊版サイトへの効果は限定的と言える。それに対しインターネットユーザーへの影響は極めて大きい。(コンテンツ文化研究会)
- 違法ダウンロード刑事罰化の議論にコンピュータプログラムを含める議論がなされ、私たちは最近のソフトウェアはアクティベーションがシリアルコード認証からオンライン認証に移りつつあるため、ソフトウェアを違法ダウンロードの対象に含めることに反対する意見を述べた。アクセスコントロール回避規制にライセンス認証の回避を含めるのであれば、違法ダウンロードにソフトウェアを含める必要性はなくなる。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 「ストリーミング型」の海賊版サイトの視聴・閲覧が違法にならないため、懸念とされている著作権侵害行為に対する対策として効果がない。いわゆる海賊版サイトにおけるコンテンツの消費行為は、公的なダウンロードに該当しないので、取り締まれない。(個人)
- 本案件は、いわゆる海賊版サイトへのサイトブロッキングの議論から生じた検討事案と理解している。海賊版サイト自体は現行法及び別途パブコメ事案のリーチサイト規制案が成立されることによって、広く違法化されるものと理解しており、ユーザー側のダウンロード行為まで違法化する必要性はないものと考えている。(個人)
- 違法化しても権利者による法執行が期待できない。どのような方策を講ずれば、違法にアップロードされた著作物の利用を抑制することになるのかについて、述べられていない。悪質サイトについてすら十分に行われていない法執行が行えるのかどうか甚だ疑問である。この法改正はザル法であり、現実的な意味は乏しい。著作権法に対する遵法意識を低下させるものである。(個人)

1-3 違法ダウンロードの対象範囲の拡大による抑止効果

① 侵害コンテンツのダウンロードに対する抑止効果を期待する意見

- 今般の中間まとめの方針は、民事措置における主観要件は重過失の場合でも知らなかった場合には違法とされないよう配慮されており、現行の録音・録画に関連する状況を踏まえても著作物の利用の円滑化を妨げる要因となることは考えにくい一方で、抑止効果を十分見込めることから強く賛成の意を示したい。(一般社団法人学術著作権協会)
- 今回の対応に伴って制度内容の周知徹底を行うことにより、啓発効果が高まり、違法ダウンロード、すなわち違法アップロードサイト等へのアクセスが減少すれば、結果的に広告収入を目的としている違法アップロードへの抑止効果も高まるものと期待。(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 映像、音楽に関してのダウンロード違法化、刑罰化が実施されたとき、海賊版の流通量が相当数減少したと聞き及んでいる。リーチサイトなどでは、掲示板や運営者の表明に「マンガや書籍をダウンロードすることは、映像や音楽と違って合法です」と明記されているケースが散見される。あるサイトでも「マンガをダウンロードすることは違法ですか？」という質問が非常に多く見受けられ、現状「違法ではない」と答えざるを得ない。そういったユーザーに「違法です」と伝えることが海賊版の被害に抑止につながると考える。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会)
- ファイル共有ソフト、殊に現在蔓延するトレントにおける違法コンテンツの流通の抑止にも効果的と考える。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会)
- 静止画・テキスト等のダウンロードが違法化されれば、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツのダウンロードを躊躇う利用者は格段に増えると思われ、リーチサイト等の利用者を抑止する効果も見込める。(株式会社KADOKAWA)
- 「割れ厨」と呼ばれ確信犯的に海賊版をダウンロードしている人間が残念ながら相当数存在する。「割れ厨」の人間は、真っ当にコンテンツを購入したユーザーを「購入厨」と呼んで蔑んでいる。確信犯的なユーザーのダウンロード行為が抑止されることを、出版社として強く希望する。(株式会社集英社)
- 「ダウンロード違法化」＝「無料であっても、正規ではないファイル(違法ファイル)をダウンロードして読むことは違法である」＝罰則・ペナルティがある、という認識が抑止効果となり、違法サイト・違法ファイルのユーザーを減らせるのでは、とも考えられる。(株式会社リブレ)

②侵害コンテンツのダウンロードに対する抑止効果に疑義を呈する意見

- ダウンロード違法化はメッセージ効果としてしか機能しておらず、広く網をかけることでメッセージ効果・抑止効果が弱まり、国民の遵法意識を下げる。現に留意事項文書にあるように音楽・映像の違法ダウンロード刑事罰化による摘発事例はないことがこの証左だ。しかしこの中間まとめでは上記の慎重意見を取り入れず、「更なるユーザー保護のための措置を行う必要性・正当性自体が認められない」との意見まで示されている。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- すでに国民の多くは、違法にアップロードされた録音・録画以外のファイルのダウンロードについても刑事罰の対象となるものと理解しており、対象拡大により期待する抑止効果は既に現出しているとみるのが妥当である。(個人)

2. 検討の前提及び基本的な考え方

2-1 著作権法第30条第1項の趣旨

- インターネットユーザーによる私的なダウンロードであっても、それが権利者に与える影響は甚大なものとなるし、侵害コンテンツと知りながら海賊版サイトから海賊版をダウンロードする利用者を、法第30条によって保護するに値しない。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))

2-2 音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化

①音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化による効果を評価する意見

- 「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」(平成25年度文化庁委託調査)や一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会が2013年1月に実施した「ファイル共有ソフトの利用実態調査(クローリング調査)」の結果が示すとおり、音楽・映像のダウンロード違法化及びその刑事罰化は、著作物の違法利用を一定程度抑止し、著作権保護の実効性を高めている。(一般社団法人日本音楽著作権協会)

②音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化による効果に疑義を呈する意見

- 既に音楽・映像に関しては、違法にアップロードされたものとして知らずダウンロードした場合、刑事罰が科されることとなっているが、それらに対して刑事罰が科されることとなったことによるダウンロード数の減少等の効果が明確でなく、「参考資料」の〈ダウンロード違法化の効果について〉の項に「一定の効果が見込める」とあることの根拠も明確でない。(国公私立大学図書館協力委員会)

- ダウンロード違法化・刑事罰化の抑止効果について、文化庁委託調査では、インターネット接続の主要デバイスがPCからスマートフォンに移りつつある時期であること、施行後わずか1年間のみを対象としておりそれ以降の継続的な有効性を検討していないこと等から、現時点においてもその抑止効果が期待できるかどうかははなはだ疑問である。(個人)
- ダウンロード違法化によりコンテンツの売上が飛躍的に向上する見込みが立たないのであれば実施すべきではない。それゆえ、立法が先行的になされた音楽・映像コンテンツについて、法改正の結果正規の音楽コンテンツおよび映像コンテンツの売上額の向上に繋がったのかをまず検証すべきである。(個人)
- 違法にアップロードされたコンテンツの私的使用目的でのダウンロードを違法化しても音楽CDの売り上げの減少傾向に歯止めはかかっておらず、ダウンロード配信の伸びも、人気アーティストのデジタル配信への参加が広まっていったにも関わらず、ダウンロード行為を犯罪化した2012年以降、有料配信回数は着実に減少している。反対に、違法にアップロードしたものであってもその視聴等が違法化されていないストリーム配信の売上額は2009年度のそれと比べて2016年度のそれは約20倍となっている。これをみる限り、ダウンロードの違法化、犯罪化は、コンテンツの売上げを増大させるという目的との関係では、むしろ逆効果となっている可能性が高い。(個人)
- 本案件のまとめ案によると、海賊版を私的ダウンロードする行為が一定要件のもと違法となり、一方で海賊版を私的利用目的で購入する行為は引き続き合法であると理解している。ダウンロードは複製行為が発生するという違いはあるものの、形式的にはほぼ同じような行為なのに違法かどうかが変わってくることに違和感を感じている。SNS等に投稿された著作(権)者に許諾がない二次的著作物をユーザー側がそれを知りながらダウンロードする行為は違法になり得るにもかかわらず、コミックマーケット等の同人イベントにおいて、同人誌等を私的利用目的で購入すること(さらには、自宅で裁断し、電子書籍化して自炊することも含めて)は違法にならないというのは、整合性が合わないものと思われる。(個人)

3. 被害実態及び措置の必要性について

①侵害コンテンツのダウンロードによる被害実態を危惧する意見

- ファイル共有サイトにおいても同様の被害が発生していることや、そのほか国境を越えたさまざまな形態での著作権侵害が深刻化している実態を鑑みると、著作権侵害コンテンツを利用する側への対策も含めた総合的な対策が必要であり、これは政府の知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」においても意見の一致が見られたところである。(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)

- ダウンロード型の海賊版サイトは、漫画村の閉鎖後、リーチサイトを通じて普及しつつあり、したがって被害は増加傾向にある。ダウンロード違法化の対象範囲が現行法では音楽・映像に限られているが、静止画である漫画・コミックはアニメーションや実写化などで映像や音楽に発展し、その大本になる最も重要なコンテンツのなかのコンテンツである。海賊版の漫画・コミック等により深刻な被害がもたらされている現在、「クールジャパン」の本質に関わる重要なコンテンツを守れなくては「クールジャパン」も見掛け倒しになり勢いを失うことになりかねない。(一般社団法人出版物貸与権管理センター)
- 現在、違法ダウンロードの対象は、音楽・映像等の録音・録画物に限定されているが、これは私的録音録画補償金制度の議論の中で検討された経緯によるものであり、音楽・映像等以外の著作物の被害が軽微であるということではない。(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 映像、音楽と出版に関わる著作物で「ダウンロード違法／合法」と区別する明確な理由は存在しないにもかかわらず、法技術的あるいは緊急性の問題と推量するが、録音・録画のみを先行して違法化・刑罰化したために、あたかも書籍等の著作物のダウンロードは合法(著作権を不当に害さない)であるかのような誤解が蔓延し、ユーザーの一部には、それを既得権であるかのように受け取る向きもある。(デジタルコミック協議会)
- 日本の漫画・雑誌などの書籍を違法にアップロードしているサイトのうち、アクセス上位のサイトはいわゆる「ダウンロードサイト」であり、その被害は深刻である。これらダウンロードサイトのアクセスの大半は日本から行われている。(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 現在の日本の海賊版の主流は、リーチサイトというダウンロード型であり、出版界はここ7～8年、リーチサイト対策に注力し、多額のコストと人的リソースを費やし、いくつかのサイトの閉鎖にも成功したが、その後も次々と新規参入してくるため、削除要請や個別のアクションも追いつかない状態である。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会)
- 学術著作物利用の円滑化は、当協会の目的の1つであるものの、学術分野におけるダウンロード型の海賊版サイトも存在し、1日に35万件以上(2017年)の論文がダウンロードされている事実もある。(一般社団法人学術著作権協会)
- デジタルコミック協議会で把握している数字として、この一年間で、リーチサイトを中心とするダウンロード型海賊版サイトを200ほど閉鎖に追い込んでいる。また、直近の1カ月でも、リーチサイトだけで24のサイトを閉鎖に追い込んだ。しかし、運営者たちは、ドメインやサイト名を変えて、すぐに復活、運営を継続している。複製が容易な出版物は、海賊版サイトの構築も容易だからである。新規の参入も後を絶たない。削除要請、個別サイトへのアクションではとても追いつかない状態が、ここ6～7年続いている。(デジタルコミック協議会)

- 集英社が把握している中で、ダウンロード型海賊版サイトで最大のアクセス数を稼ぐのはトレント型のサイトであるが、ダウンロード数が表示されている。直近一か月の人気75作品（コミックス）でカウントしたところ、約68000ファイル／月が違法にダウンロードされていた。1ファイルに複数巻がまとめられている場合もあり、正規の販売価格を乗じると約6300万円の被害額となる。以前の調査ではダウンロード型海賊版サイトには通常6000作品から10000作品が掲載されており、すべてのダウンロード型サイトをあわせた被害は計り知れない。（株式会社集英社）

②侵害コンテンツのダウンロードによる被害実態に疑義を呈する意見

- 幅広い範囲の被害実態の存在については、確かに、海賊版サイトやP2Pによるファイル交換によって著作権者に相当程度の被害が生じていることはその通りであろう。しかし、重要なのは、海賊版サイトやファイル交換以外の経路も含めたあらゆる場所からのダウンロードの処罰化であることである。海賊版サイトやファイル交換以外のいかなる場面によってどの程度の被害が発生しているかについて、中間まとめでは、何ら具体的かつ明確な指摘はない。（個人）
- CODAによる被害実態の推計は明らかに過大であり、新規な立法を検討する基礎を欠いている（著作権法が保護する著作権者の利益以外が大半など）。いわゆる印税などの著作権者が受けるべき対価の額から、創作などに要した費用を控除した金額とすべき。著作権法上保護すべき権利者の利益を保護すべき。（個人）
- 著作物間での措置の整合性を挙げるが、これも中間まとめの内容を積極的に基礎づけ得る理由となるものではない。確かに、静止画やテキストは、著作権法が保護する著作物であるという点においては、音楽や映像と同じであるが、中間まとめも自認するように、社会的実態として、静止画と音楽・映像とでは、異なる特性が数多く認められる。法論理としては同じ性質を有しても、社会的実態としては異なる性質を有する以上、刑罰化がもたらす国民生活や文化の発展にもたらす影響もまた自ずと異なることが予想される。著作権法は、その在り方次第では、常に、文化の発展を促進する方向にも阻害する方向にも傾き得る。そのなかで社会的実態が異なるにも係わらず、安易に同じ規制を適用することは、かえって、文化の発展を阻害する危険性を孕む。社会的現実を無視して、法的整合性のみを問題とするのは、政策論として妥当性を欠く。（個人）
- 例えば主要国G20に限ってでも、海外での具体的な運用と判例を確認してほしい。（個人）

4. ダウンロード違法化の対象範囲について（民事）

4-1 基本的な考え方

①著作物間での措置の整合性等の観点から録音・録画と同様の要件の下で対象範囲を著作物全般にすべきとの意見

- 音楽・映像に対する場合と異なる必要はなく、静止画に関して、音楽・映像よりさらに厳格な要件を必要とする理由はないと考える。（一般社団法人日本書籍出版協会）
- これまでの法改正にあっても、漫画、雑誌・写真集・文芸書・専門書、プログラムなどの静止画、テキスト等は対象から除外されたままとなっており、いわば「空白地帯」を突いた形で、海賊版が横行してきた点は否定できない。また、音楽や映画の著作物とテキスト系の著作物を区別したままにしておく合理的な理由を見出すことは難しい。（一般社団法人日本雑誌協会）
- アニメ化された漫画作品において、同じ場面が動画及び静止画で違法にアップロードされたとして、現行法では、アニメ版（動画）であればダウンロード違法化の対象となり、漫画版（静止画）であればダウンロード違法化の対象ではない、ということになる。すなわち、ダウンロード違法化の対象となる著作物を区別することに、合理性があるとは考えにくい。（株式会社KADOKAWA）
- 平成21年度に、その他の著作物に先駆けて録音・録画に限定した違法な著作物のダウンロードが違法化されたことは、法技術的あるいは緊急性の問題であると推量する。決して「録音・録画以外の違法コンテンツのダウンロードに違法性がない」ということではないはずだ。実際、平成19・20年度報告書においても「その取扱いが理論的には録音・録画に限定される問題ではないことを踏まえ、録音・録画以外の著作物の私的複製についても、その実態等を把握した上で検討を行うべきもの」とされている。今回の中間まとめにおける慎重論（イ）の理由に、「録音・録画以外については違法化せず約10年続いてきた中で、対象を広げると、その状態を覆すことになる」という懸念が述べられているが、そうだとしたら、平成21年度の法改正によって「間違ったアナウンス」がなされてきたということになるのではないか。（一般社団法人日本電子書籍出版社協会）
- 違法ダウンロードに関して、音楽・映像とそれ以外のコンテンツで法規範を共通にするのがユーザー啓発の観点からも望ましいため、対象範囲の見直しに当たっては、現行規定との整合性を確保すべき。（一般社団法人日本レコード協会）

- 諸外国の法律・判例が絶対ではないが、日本以外の諸外国で、違法コンテンツのダウンロードに関し、著作物を特に区別していないことは、権利保護の観点から極めて妥当である。作詞家、作曲家が、録音においては権利を保護され、文字情報や楽譜では保護されない合理的な理由はない。また日本の著作権法においても、権利保護において著作物に特段の区別をしないことが大原則のはずである。漠然とした印象を超える有意な反対意見もないことから、違法化の対象を録音・録画に限定する合理的な理由はないものと思われる。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会)
- ダウンロード違法化の対象として楽譜や歌詞などがそれに当たることは当然であり、条文あるいは審議における議事録に明記いただくことを要望する。加えて、歌詞の取扱いについても、社会的には無料の歌詞サイトのために無償コンテンツという捉えられかたもしがちだが、本来有償で提供されているものであり、こちらも対象に含まれることから、表現方法についての検討を願う。(株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス)

②音楽・映像以外の著作物の特性等を踏まえて録音・録画とは別の新たな要件を追加的に設定することにより慎重に対象を限定すべきとの意見

- 「ダウンロード違法化の対象範囲について」において委員より「(イ) 音楽・映像以外の著作物の特性等を踏まえ、録音・録画とは別の新たな要件を追加的に設定することにより慎重に対象を限定すべき」ということで出された意見に私たちは賛同する。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 著作物の種類を区別する合理性はないとの理由で、全ての著作物を対象としてダウンロードの違法化を進めることについては、必ずしも議論が尽くされたとは言いきれないことから、まずは喫緊の課題として被害実態が語られてきた侵害出版物に関するダウンロードを違法化し、それ以外について改めて慎重に検討を重ねた方がよいと考える。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))
- 静止画については、音楽・映像と質的に相違するものが含まれるため、対象範囲の拡大は萎縮効果が大きい。ウェブクリッピングなど広く一般に行われている行為に影響が及ぶことを前提として認識する必要がある。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 具体的にどのような著作物へ対象範囲を拡大するのかが記されていない。静止画については中間まとめ内で言及があるが、コンピュータプログラムについて目立った言及はなく、ひとつの事例として審議会で取り上げられた静止画に関する議論が紹介されているにすぎない。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

- 「違法にアップロードされたものを」ダウンロードする行為に対する適用範囲を広げるのは社会理念に鑑みても良い行為だと思うが、適用範囲が間違いなく「違法にアップロードされたもの」のみになるような整備は必要。著作者本人が何気なくアップロードした画像ファイルなどを保存する行為は日常的に行われる行為であり、ここにまで法の適用範囲が及ぶと、ユーザーが作品を楽しむための一手法を損ねることとなり、創作物の価値そのものへの毀損になりかねない。ひいては現代日本における創作文化を後退させる結果につながる。適用範囲を「違法にアップロードされたコンテンツ」に限定することが保証される必要がある。(個人)
- 未然防止の必要性に至っては、それがなぜ対象範囲の限定の撤廃と関係するのか一層はつきりしない。中間まとめは、「海賊版サイトは短期間で急成長する可能性があるところ、現時点で被害が顕在化・深刻化している種類・分野の著作物のみ措置するという後追いの法整備によっては、著作権者の利益を適切に保護することはできない…漫画のような事例を繰り返さないためにも、未然防止の観点も考慮した法整備が必要と考えられること」と説明するが、むしろ、これは具体的な弊害を基礎づける立法事実が現時点では存在しないことを自白するものである。例えば、SNS上の挙げられた漫画の一コマをダウンロードする行為がいかなる状況で海賊版サイトからのダウンロードに匹敵する損害の発生に繋がるのか、およそ想像ができない。具体的に想像できない事態にもかかわらず、事前の措置というだけで刑事罰が科されることを認めれば、国民の自由は大きく損なわれる。(個人)

③基本的な考え方に対する意見

- 中間まとめでは、「ユーザーに一般的に萎縮効果がおよび得るという抽象的な懸念のみに基づくのみではなく」との記述があるが、本件について言えば、ユーザーへの萎縮効果が最も重要な懸念であり、著作権法の文化の発展に寄与するという目的に照らせば、報告書に挙げられるような論理の組立は根本から否定されるものである。(エンターテイメント表現の自由の会)

4-2 音楽・映像以外の著作物（静止画・テキスト等）の特性を踏まえたユーザー保護の必要性・正当性

①ダウンロード違法化が行われる場合の前提（視聴・閲覧の扱い）

- 技術的にダウンロードとキャッシュの区別はできない。(個人)

②ユーザー保護の必要性があると考えられる事例及びダウンロード違法化を行った場合に弊害が生じる事例等

(i) 研究活動への影響

- ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全体へ拡大することで、研究活動および批評・評論活動、さらには教育活動（大学等での授業）が阻害される可能性が高い。本まとめに見られる、著作物の私的使用を一方的な便益の受容・消費活動と限定してとらえる姿勢は、著作物の享受や消費行為が、新たな著作物を創造する生産行為でもありうるという点が考慮されていない。著作権の保護されるべき最終的な目的が「文化の発展」にある以上、この著作物の受容・消費の生産的側面が失われるようなことがあってはならないと考える。よって、ダウンロード違法化の対象範囲拡大それ自体に反対する。（日本マンガ学会理事会）
- ウェブサイトのダウンロード、スナップショットはインターネットを使っている人間なら大半の者が行った事のある一般的な操作であり、創作、研究、教育の場を問わず広く行われている。ここに法の網を掛けた場合、大きな阻害や萎縮が確実に発生する。（コンテンツ文化研究会）
- 創作行為、企業活動、研究活動など情報の正確性を確認する検証行為は必須。そのためには、資料の保存・収集が極めて重要であり、客観的な記録を残せないとすれば、記録上の大きな損失となるだけでなく、インターネットの信頼性を著しく毀損し、我が国の経済・文化の発展をも著しく阻害する。（個人）
- 論文ダウンロードを単純に本件のような違法化対象とすることは、学術振興が大きく阻害することにつながる。なぜならば、研究者や技術者らが文献調査を行うことに躊躇することになるからである。（個人）
- 国を挙げて推進されている学術成果のオープンアクセス化の流れに逆行すると考えられる。学協会等のなかには、公式サイトでの告知や総会等での決議だけで、各著者からの同意をとりつけたものとみなす、という運用をしているところもある。学術成果のオープンアクセス化の一部は、このようなグレーな運用によって支えられているのであるから、「対象範囲の見直し」において学術論文が明示されることになれば、このような運用をしている学協会等が、罰則を恐れて一斉に公開を控える可能性も考えられる。（個人）
- とりわけ学術論文のダウンロードを違法とする見直しに問題がある。出版社のサイトからのダウンロードは権利的に問題ないが、個人のサイト、および SNS の場合には権利関係が不明瞭であることが多い。個人や SNS サイトで公開しているものには、出版前原稿などセルフアーカイブを権利上許されているものとケースとそうでないケースが混在しており、表面上判断がつかない。したがって、誤ってダウンロードが許されない論文をダウンロードしてしまうことが避けられない。（個人）

- 論文については、大手事業者による独禁法違反行為が世界的に問題となっており、それが学問研究の自由を実質的に圧迫するものであって、海賊版サイトの運営が研究者側の対抗策となっている側面がある。独禁法以外となる権利行使は正当でないのであり、それに関して機会損失が発生したことをもって被害に算定するのは、立法の在り方として正しくない。(個人)
- ある団体は、個人情報保護法に関し情報公開請求を通じて大量のデータを蓄積しており、その一部を逐次公開することを検討している。それについて、ダウンロードを行う研究者等は、著作権侵害であることを確定的に知っていることになり、主観的要件をいかに明確化しようとも懸念は解消されない。当該団体は国からの責任追及に対して法人として対応するが、ダウンロードを行う個人が法的責任を追及されることになれば、学術研究にもたらす弊害は、たとえようもなく大きい。(個人)
- 多くの研究者が自分の論文を自己又は大学のサイトにアップロードしているが、これらの著作権は出版社が保持している場合はほとんどで、許諾を得ずにアップロードしている場合が多い。これらを他の研究者がダウンロードした場合、形式上は海賊版のダウンロードとなる可能性がある。研究者が自分の研究成果を広めようとする行為を意味なく萎縮させるもの。(個人)

(ii) 著作権侵害等の検証への影響

- 対象物が侵害著作物であると考えた権利者が、後日の裁判手続等に備えて対象物を含む第三者の静止画・テキスト等のコンテンツを証拠として保全する目的でダウンロードすることも考えられるところ、結果的に裁判手続を行わなかった等の理由により、万が一そのような行為が違法とされるようなことになれば、かえって権利者の利益を損ねることにもなりかねない。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))
- 容易に消去、削除が可能なインターネット上での犯罪や名誉毀損、誹謗中傷を立証するためにはスクリーンショットは有力なその時点での証拠保全となる。スクリーンショットですら違法にするのはやり過ぎだと思う。(個人)
- Twitterなどにアップされた新聞の切り抜き、TV画面の撮影画像を保存することすらできなくなり、フェイクニュースや政治家の失言などの検証が困難になる。フェイクニュース、科学的根拠のない健康情報などが社会問題化しているが、ネットにおける情報の正確性を確保するためには、国民による検証行為が重要。また政府や国会、政党を検証したり、正当性を判断するためには、政治家の政策だけでなく、TVや新聞での言動や失言、不祥事などの情報を収集し、蓄積することが重要。こうした情報はTV画面の撮影画像や新聞記事の切り抜き、記事のテキスト化などを元に国民によって検証されているのが現実。しかし静止画やテキストのDL違法化がなされると、検証の大前提としての資料の収集が困難になり、検証自体を阻害し・萎縮させる。(個人)

- ネット上で自分に対する名誉棄損や脅迫の書き込みや記事があった場合、刑事告訴や民事訴訟のために当該の書き込みや記事を保存する必要があるが、その記事や書き込みに第三者の著作権を侵害する内容が含まれているとダウンロードが犯罪になってしまうため、証拠収集ができない。また、ネット上で反社会的な書き込みや記事があった場合、引用や批判・告発あるいは当該行為があったことの証明のために当該の書き込みや記事を保存する必要があるが、その記事や書き込みに第三者の著作権を侵害する内容が含まれていると保存行為が犯罪になってしまう。(個人)

(iii) 創作活動・引用・批評等への影響

- 創作行為の大前提となるのは、構想をまとめる為の資料の収集, 整理行為である。インターネットが発達した社会においては、インターネット上から画像や文章などをメモ代わりにダウンロードして創作の構想を練るのが通常であり、これはインターネット以前の時代における記事などのスクラップブックを作るのに相当する行為である。静止画や小説等ダウンロードの違法化がなされると、創作の大前提としての資料の収集が困難になり、また、資料収集行為を著しく萎縮させ、創作行為を阻害してしまうが、これは、「著作者等の権利の保護」はあくまでも「文化の発展に寄与する」ための手段に過ぎないという著作権法の立法趣旨に反する。創作行為を阻害しておいて、クールジャパンも何もないだろう。(個人)
- コラージュや引用での使用を目的としたダウンロードが刑事罰の対象になるという弊害がある(創作目的のダウンロード)。これについては、正規版を購入して対応すればよいとの指摘もあるが、正規版がそもそもどこにあるか不明の場合もあるし、正規版への検索コストを課すことでそれ自体が創作への潜在的コストを引き上げ、文化発展の足枷となり得る。(個人)
- 新聞社の正規サイトや適法に引用したブログからの保存は適法、違法に引用したブログからの保存は違法となるなど、非常に紛らわしく萎縮が起きかねない。(個人)

(iv) パロディ・二次創作等への影響

- オマージュやパロディ、二次創作等についての著作権法における確定的な解釈はなされていない。しかしながら、これらについての正当な著作権を有する者がインターネット上でダウンロード販売を行った場合、それをダウンロードしたユーザーが法的責任を問われる可能性がある。このような状況では、これらインターネット上でダウンロード販売は事実上行えないものとなると言わざるを得ない。二次創作等がそれらの原典と市場で競合せず、原典の売り上げに影響しないケースが多く占めていると言われており、原典の著作権者の経済的損失はないことから、二次創作等の著作者が正規にアップロードしたサイトからユーザーがダウンロードすることを原典の著作者の権利に優先することは、文化の振興の観点から一定の正当性があると言える。また、原典の著作権者が二次創作に異を唱えるのであれば、現行の著作権法上刑事告訴または損害賠償請求を行うことが可能である。それにも関わらず、新たにこれらの行為に刑事罰を設けることは、刑罰の謙抑性・補充性の観点からも問題がある。(エンターテイメント表現の自由の会)
- コミックマーケットをはじめとする同人業界においては、二次創作した作者がイベント前にSNS等に作品の画像を投稿し、告知する習慣があり、購入する側のユーザーは当該画像を日常的にダウンロードしている。また、購入する側のユーザーも「この作品が現作品の著作(権)者に許諾がないこと」を概ね理解しているケースが多くあるものと思われる。したがって、同人業界(いわゆる二次創作)において一定程度の悪影響が発生する可能性のあるものと理解している。(個人)
- 政府はクールジャパン戦略において二次創作活動を重視しており、また2015年11月4日の文化審議会著作権分科会小委員会において、日本書籍出版協会は二次創作同人活動を「新たな文化を産み出すインセンティブ」と位置づけ、出版業界も「新人作家のゆりかご」であるとし、萎縮させないように求めている。非親告罪化を導入したTPP交渉や著作権改正に際し、政府は二次創作同人活動が萎縮しないよう注意する旨の答弁をしており、「原作をそのままUPした場合に限定する」「権利者の利益を不当に害する場合に限定する」などの条件を設けた。しかし、今回のダウンロード違法化にはその様な限定が一切ない。もし違法化をするのであれば、非親告罪化と同様の厳しい条件(「原作をそのままUPした場合に限定する」、「権利者の利益を不当に害する場合に限定する」、「当局による濫用防止規定を創設する」)を最低限つけることが必須。(個人)

(v) ビジネス・国際競争力への影響

- 創作行為だけではなく、ビジネスや研究活動も、企画を立案、検討したり、構想をまとめる為の資料の収集、整理行為を必要とする以上、資料の収集が困難になり、また、資料収集行為が著しく萎縮すれば、経済活動や研究活動にとっても大きな支障となることは明らかであり、日本の企業、研究者の国際的競争力を著しく損なうことになる。(個人)

(vi) 著作権侵害が争われている著作物の入手

- 著作権侵害であるとして紛争化し、差止訴訟が提起された著作物については、アマゾン等からダウンロード購入する場合でも、処罰対象になり得る（紛争化した著作物の購入）。この場合、著作者の同意なくアップロードされたものであることは明らかで、「事実を知りながら」による免責もない。そうすると、紛争が顕在化すれば、著作権侵害はないとの裁判が確定しない限り、ダウンロード購入を控える広範な萎縮効果が生じる。（個人）

(vii) 違法コンテンツのスクリーンショット等の際の写り込み

- 若者の間では「スクショ」と呼ばれる、スマートフォンの画面ごと画像化してダウンロードするスクリーンショットで情報共有を行うことは半ば当然のこととなっている。一方、昨年4月の知財高裁の判決によると、T w i t t e r 上における画像のリツイート行為が画像のトリミングを伴うため、同一性保持権の侵害に当たるとの判断がなされた。現行のT w i t t e r の仕様と本件判決を加味すると、OGP画像付きのサイトのリンクをツイートすることは著作権の侵害に当たると想定される。本判決を知りながら、こういったリンク付きのツイートを別のSNS上で公開することや自身のメモ等を目的にスクショで保存することなどを行うことは、違法化の範囲が拡大された後の著作権法上の構成要件を満たすと想定される。これらの行為は若者を中心に誰もが当然に行っている行為であり、インターネット上の情報の整理・共有を阻害し、また、誰もが犯罪者になり得ることから捜査権の濫用の危険性をはらむ。これらの懸念を払拭するには、T w i t t e r における画像付きツイートが著作権侵害に当たらないとの法改正などを同時に実施する必要がある。（エンターテイメント表現の自由の会）
- 右クリック保存やスクリーンショットなど現在の情報機器の利用態様から多くのユーザーが日常的に行っている行為を違法化しようとしているわけであるから、よりユーザーを保護する視点を議論すべき。（一般社団法人インターネットユーザー協会）
- ウェブ上では重要な情報と同じページに違法にアップされた著作物が存在する状況が広く見られるが、重要な情報をスクリーンショット等で保存しようとする行為が刑事罰の対象となる可能性がある（写り込み）。例えば、ツイッターのアイコンでは著作権者の同意なく漫画のキャラクターなどが頻繁に使用されている。ツイッター上で重要なツイートがなされた場合、それをスクリーンショットで保存する行為も、違法にアップされた著作物が写り込んでいれば、その行為も刑事罰の対象となる。（個人）
- カメラの性能の向上等の技術の進歩により、スクリーンショットと同等の画像を画面の撮影で得ることはできるという抜け穴がある。（個人）

③仮に更なるユーザー保護のための措置を行うとした場合の対応や選択肢

(i) 民事においても有償で提供・提示される著作物に限定する

- Webコンテンツの利用を念頭に置くと、消費者が思いがけず違法とされる懸念を払拭しきれないことからすると、対象著作物の範囲すなわち有償著作物への限定、あるいは権利者の利益を不当に害する場合への限定など、違法とされる行為類型の限定の要否について、より一層検討されることが望ましい。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))
- 過去の違法な録音・録画に係る刑事罰の導入に際して、有識者や各利害関係者による議論が十分に行われたのかどうか不明であることや、刑事罰導入後の著作物の提供形態の変化を踏まえると、既存の刑事罰規定を当然の前提とするのではなく、上記の検討に併せて、例えば有償要件について「営利性」に修正するとどのような影響が生ずるかといった点も含めて、見直しの検討が必要。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))

(ii) いわゆる海賊版サイトからのダウンロードに限定する

- 海賊版サイトからのダウンロードに加え、P2Pによるファイル交換によるものも加えればそのような課題は克服できるはずである。他方、海賊版サイトやファイル交換以外の経路によるダウンロードにまでなぜ処罰対象を広げなければならないのか、広げないといかなる弊害が存在するのか全く示されてはいない。(個人)
- 海賊版サイト以外の場所からのダウンロードにまで、処罰対象を広げなければならない必要性については何ら言及していないにもかかわらず、国民に対しては具体的支障事例を示せというのは、証明責任を転換する不誠実な態度である。(個人)
- 刑事罰の対象となるダウンロードの範囲を広げるとしても、例えば、海賊版サイトやP2Pからのものに限定する等、音楽・映像以外の著作物の特性を踏まえた限定を附することが合理的である。(個人)
- 特定少数者間でのメール送信や、個人が使用するクラウドロッカーからの送信等は含まれないのであれば、ダウンロード先の規制を入れた方がむしろすっきりするのではないか。(個人)

(iii) 「原作のまま」ダウンロードを行う場合やデッドコピーの場合に限定する

- 仮に違法化の対象範囲を拡大するにしても、刑罰を対象となる行為について、ダウンロードの対象を海賊版サイトにすることや「原作のまま」ダウンロードすることに限定することには意味がある。(エンターテイメント表現の自由の会)
- “作品全体のダウンロード”のように、作家への不利益に繋がることのみにも適用範囲を狭めなければ、過剰としか言えず、海賊版対策に有用とは思えない。

(iv)「権利者の利益を不当に害しない場合」を違法化の対象から除外する

- 「権利者の利益を不当に害しない場合」を除外すべき。「かえってユーザーによる判断が困難となり、萎縮が生じてしまう」というのは、立法例にも経験則にも反する、不可解な理屈である。現に、先日施行された改正著作権法においても見て取れる。(個人)
- 「権利者の利益を不当に害しない」の証明責任はユーザー側にあるので、「居直り的」行為のリスクは、ユーザーが負うものであり、およそ杞憂というべき。(個人)

4-3 対象範囲の拡大によるユーザー側の萎縮効果について

①萎縮効果を懸念する意見

- 一般ユーザーのインターネット利用を萎縮させ、表現の自由や知る権利への障害にならないよう慎重な配慮も必要である。例えば、違法となる対象を反復的継続的なダウンロードに限定する、なども検討に値するのではないか。(一般社団法人日本新聞協会)
- 萎縮の対応策として音楽業界はエルマークの普及を図っているが、認知度に関しては平成25年の文化庁委託調査においても芳しい結果は出ておらず、普及が進んだようには見えない。出版業界のABJマークも同様の経過を辿る可能性は高く、十分な対応策になるとは考え難い。(コンテンツ文化研究会)
- (ア)の方向性に関する主な意見において萎縮効果は確たる事例はでてこなかった旨の記載があるが、私的領域内において現行法上違法でないものを違法化する以上、程度はあれ一定の萎縮効果は発生するものであり、萎縮効果は発生する前提で法改正の議論を検討すべきと考える。(個人)
- 実際に摘発されることで萎縮効果が見られるものであり、施行後に萎縮が見られなかったからといって、萎縮はないとするのはあまりに短絡的である。(個人)
- 過去の著作物をデジタルアーカイブしてウェブ掲載した場合、必ずしも権利処理できるとは限らず、現実にはオプトアウト方式で公開せざるを得ない。アメリカの大学の調査結果によると4割近くのコンテンツが著作権者不明とされている。刑事罰範囲が拡大されると多くのデジタルアーカイブでは、コンテンツの多くを非公開とせざるを得なくなり、文化遺産の活用の点で大きなマイナスとなる。(個人)
- ユーザー側の萎縮効果への懸念について、ヒアリングや追加の照会においても確たる事例は出てこなかったとされるが、①ゲームアプリのガチャにて極めて稀な抽選結果を出し、記念にスクリーンショットを撮った。②ゲームアプリの画面をツイッターに投稿した。③帰宅してから詳しく調べるためにそのスクリーンショットを保存した。④ツイッター上で友人がアニメの二次創作小説のサンプル数ページを公開していた。出先であった為、あとでゆっくり読むためにローカルに保存した。これらも萎縮するようになるのではないか。(個人)

②萎縮効果は懸念するには及ばないとの意見

- ユーザー側の規制は表現行為への萎縮に繋がるという意見については、音楽・映像等のダウンロード違法化から現在まで約10年にわたり萎縮効果とされる確たる事例が報告されていないことなどからも、インターネット上の表現行為に対する悪影響が生じる可能性は極めて低いものとする。 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 違法にアップロードされたものをダウンロードする行為を規制したとしても、それは違法アップロードという現行法において既に規制されている違法行為が行われていることを前提とする行為 (すなわち違法アップロードに対する規制が全ての違法アップロードに対して十全に機能していれば生じ得ない行為であり、現行法においても本来生じることが予定されていない行為) を規制するものであるから、ユーザー側の行為を新たに制約すると評価されるものでもないとする。 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- 主観要件において「厳格な解釈・運用、ユーザーの不安解消のために必要な措置」が講じられ、親告罪が維持されるのであれば、萎縮効果等の弊害も懸念するには及ばないものと考えられる。 (一般社団法人日本音楽著作権協会)
- 確かに、ダウンロードを故意で行ったか、そうでないのかの判別は難しいが、少なくとも、【リーチサイトなど、正規のサイト以外を経由したダウンロード】【意図的に何度も繰り返すダウンロード】については、ダウンロード違法化の対象となるべきとする。 (株式会社リブレ)
- 表現の萎縮を望んでいるわけではなく、各ユーザーが、ネット上でうっかりと複製した画像やテキストを違法ダウンロードとして規制したいわけではない。中間まとめにおいても、過失によるダウンロードやキャッシュ等については厳格に除外する様々な配慮がなされている。また、現状でも、刑事罰の対象は有償で公衆に提供されているもの場合と限定されており、なおかつ親告罪であり、立証責任は告訴した権利者側が負っている。 (一般社団法人日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会)

5. 制度整備の際の留意点について

①主観要件の取扱い

- 「事実を知りながら」という要件を過度に制限的に解釈するあまり、抑止効果が弱体化し、法規範としての実効性が損なわれる事態は回避すべき。 (一般社団法人日本レコード協会)
- 中間まとめでは、「重過失の場合でも違法だと知らなかった場合は、ダウンロードは違法とならない」旨を明確にしている。しかしながら、この規定が法の抜け穴になる可能性に危惧を抱かないわけにはいかない。 (一般社団法人日本雑誌協会)

- 「違法だと知らなかった場合」は、仮に知らなかったことに本人の重過失があったとしても違法とならないなど、構成要件には慎重な線引きが求められる。ましてや一般ユーザーのこうした軽微な違反行為を、警察等が安易に捜査の対象とするようなことがあってはならない。(一般社団法人日本新聞協会)
- 主観要件の厳格な解釈・運用によりユーザーの不安解消のための措置を行うのであれば、違法あるいは、違法とならない両面での具体的な限界事例を明示すること以外では、ユーザーの不安は現実的には解消されない。何らかの理由で限界事例の提示が出来ないのであれば、厳格な解釈・運用とはなり得ないことは明らかである。(エンターテイメント表現の自由の会)
- 事実を知っていたかどうかの線引が曖昧であると、むしろ厳罰化への意識がユーザーに大きく作用することで、利用が萎縮してしまう懸念が生じる。できるだけ実例に即した解説をご用意いただくなどし、適法に楽譜を入手したいユーザーにとっての利便性が保たれ、利用促進がなされて、結果、文化の発展に寄与することを期待する。(株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス)
- ユーザー自身が「違法であると知らなかった」ことを証明するのは不可能であるため、立証責任はユーザーにないとはいえユーザーの活動が萎縮することは明白。(エンターテイメント表現の自由の会)
- 「ユーザーが違法にアップロードされた著作物だと確定的に知っている場合」に処罰対象が限定されているとの前提に疑問がある。しかし、中間まとめ自身も認めるように、「事実を知りながら」を解釈した判例は存在せず、それがどう解釈されるかは未知数である。特に「事実を知りながら」により、事実の錯誤だけでなく法律の錯誤の場面も免責対象となるか定かではない。(個人)
- 立法の必須要件として、「利益を得ていること」、「権利者が認めない意思を表明していること」を含めるべき。具体的には、前者は「行為や違法サービスの維持に十分な利益を得ていること」後者は「著作権表示」等において十分対応することができる。(個人)
- また、アップロードが引用として適法なものであると認識しつつ、それをダウンロードしたが、実は適法な引用ではなかった場合に、それが「事実を知りながら」に該当するかどうかも明確でない。中間まとめではこのような法解釈上の問題について十分な検討がなされておらず、裁判所や捜査機関が、こう解釈するはずだとの願望が示されているだけに過ぎない。(個人)
- 日本の刑事裁判実務では「未必の故意」という概念が以上に肥大化し、実質的に故意なくとも罰されている。民事措置で十分対応可能である。(個人)

- 「違法行為になりうる可能性を知らながら権利者の法益を侵害しても仕方がないと思っていた」場合は、未必の故意として、重過失排除規定によっても排除されないおそれがある。一般ユーザーの危険が「確定的に知っている」なる概念の導入によっては払しょくされ得ない。ゆえに「違法だと当然に知っているべきだった」という事例においても、捜査が行えるのであれば、「確定的に」といった要素が抜け落ちてしまうため、主観要件の見直しが必要である。(個人)

②海外からの発信の取扱い

- 著作権等の制限に関する規定やこれに関する判例は国ごとに大きく異なっており、有償で正規にコンテンツ配信を行う事業者において自国法に基づいて必要な権利処理を行ったとしても、日本法を前提とした場合には権利処理が不十分とされる場合がありうる(例えば、著名な有償著作物に関するパロディ作品など)。この場合、日本在住者または日本国外にいる日本国民は、その事業者の本国において適切に権利処理されている作品をダウンロード購入したのになお、日本で処罰される危険を負うことになる(理論的には、ダウンロード購入をする前に、日本法を前提とした場合には配信者がしなければならない権利処理を購入者側で行うことでこのリスクを回避することが可能であるが、現実的ではない)。これは、日本在住者等のみが、特定の情報を知ること自体許されなくなるという事態を招来させるものであり、国民の知る権利をないがしろにするものである。したがって、配信事業者の本国法において必要な権利処理がなされたコンテンツについては、日本法のもとで必要とされる権利処理に不備があったとしても、そこからのダウンロードを不法行為ないし犯罪行為とするべきではない。(個人)

③対象著作物の範囲の明確化を求める意見

- プログラム著作物について、オープンソース・ソフトウェア(OSS)など、違法性についての厳密な判断なく、権利侵害について無保証の条件でインターネットサイトに掲載され、広く利用されているソフトウェアも存在する。このような著作物についても法規制するのであれば、その利用が萎縮しないよう、違法とされる要件等をより慎重かつ明確に策定いただきたい。また、その内容について、具体的かつわかりやすい説明をお願いしたい。(一般社団法人電子情報技術産業協会)

6. 刑事罰

①諸外国との比較

- 諸外国の取扱いについても、形式的にいくつかの国の規定を比較しただけであって、これらの規定が存在することで、著作権者の利益がどう守られているのか、それがいかに当該国の文化的活動の促進に繋がっているか、刑事罰の適用実態はどうか、学説ではどのような評価がなされているかといった検討が全くなされていない。しかも、イギリスやカナダでは私的使用目的の複製は刑事罰の対象にはなっていないことが中間まとめでも指摘されている。さらに、アメリカ、オーストラリア、シンガポールの著作権法では、著作権者の商業的利益に対し一定額以上の損害を与える場合しか、刑事罰の対象となっていない（アメリカ著作権法506条、オーストラリア著作権法132条、シンガポール著作権法136条3A）。個人による私的使用目的のダウンロードがこれらの国で規定された額以上の商業的損害を直ちに与えるとは考えられない。これらの国々では、事実上、個人による私的使用目的のダウンロードは刑事罰の対象にはなっていないと考えるのが適切であろう。諸外国の取扱いは、むしろ、刑事罰を否定し得る方向にも援用し得るもので、中間まとめの論証はチェリー・ピッキングを行っているに過ぎない。（個人）

②親告罪

- 一部の著作者には拡散をしてほしい人もいる。権利者の意向が第一であることから、親告罪のままにしてほしい。（個人）

③捜査での乱用の懸念

- 今回の複製の範囲には「右クリックによる保存のほか、スクリーンショット等も対象に含まれます」とある。そのうえでそれが著作権を侵害する自動公衆を受信して行うデジタル方式の複製であることの立証は「権利者側が主張・立証することとなります」とある。これをそのまま解釈すれば権利者が立証のためにユーザーのパソコンやスマートフォンを覗くことができるように読める。これは通信の秘密やプライバシーを侵害するし、技術的にも困難である。そのような実際に適用できない法制度を立法する必要性はまったくない。（一般社団法人インターネットユーザー協会）
- SNS等において雑誌や新聞記事の抜粋などがアップロードされていることは多いが、これを読むために、あるいは、検証材料としてダウンロードすると犯罪者になってしまい、インターネットユーザーの大半が潜在的な犯罪者になってしまう。映像や音楽のダウンロード違法化よりもかなり、広範なものであるから、捜査当局がその気になれば、この条項はかなり「便利」に使えるものである。（個人）

- 別件の捜査のために、私的ダウンロード罪を被疑事実としてパソコン等の搜索差押がなされたり、マスメディア等が著名人に関する醜聞を追いかけるためにその著名人等のパソコン等について証拠保全の申立てをしたりする危険性がある。後者の場合、改正法はほぼ実効性を有しないこととなる。(個人)
- 書籍ダウンロードへ刑事罰を導入しても漫画や小説や雑誌の売り上げが回復しない。私は漫画や雑誌をデジタルスキャン〔自炊〕するが、自炊した帰り道警察官に声をかけられて荷物検査され、自炊した漫画と雑誌を違法ダウンロード入手した漫画と雑誌と自炊した漫画と雑誌が見分けられず誤認逮捕や冤罪事件がおきてしまう恐れがある。音楽と動画と書籍のダウンロード刑事罰の基準は違法と知りながらではなく、営利目的で違法ダウンロードしたら罰則にしてほしい。(個人)
- 違法にアップロードされたコンテンツの私的使用目的のダウンロード行為を不法行為としまたは犯罪行為とした場合、特定の人物(以下、「被疑者等」という。)がそのようなダウンロードをしたことを権利者がその権利者が民事訴訟または保全手続において立証し、もしくは検察が刑事裁判の中で立証するためには、被疑者等が使用している端末を物理的に押さえ、専門家による調査を行わせることが必要である。そのためには、訴えや保全申立て前の証拠保全や、捜査段階での搜索差押が用いられることにならざるを得ない。このようにして被疑者が使用するコンピュータ等の端末が押さえられ調査された場合、証拠保全を申し立てた「権利者」や搜索差押を実施した捜査機関は、その「被疑者」がいつどこにアクセスしてどのようなコンテンツをダウンロードしたのかを包括的に知ることになる。それはプライバシー権や思想・良心の自由を大いに侵害することになる。(個人)
- もし、このような技術的状況で故意によるダウンロードであることを立証しようとするれば、それは警察による自白によらざるを得ず、結果的には自白強要の問題増加につながるか、それを恐れて摘発無しの有名無実な法律になってしまうかになるものと思われる。(個人)

⑤侵害者

- 我が国の著作権に関する裁判においては「利用主体拡張法理」により、実際に複製等の行為を行った者ではなく、複製等の行為を行える環境を提供した者を権利の侵害者とする例が多くみられる。大学には学生等が自由に使えるコンピュータ端末が多数設置されているが、大学の構成員が違法にアップロードされたものとして知らずダウンロードを行うといった事案が発生した場合、「利用主体拡張法理」が適用されれば、大学が権利の侵害者となってしまうかねない。学生等の構成員が違法にアップロードされたものとして知らずダウンロードを行った場合における大学の免責に関して不明確である。(国公私立大学図書館協力委員会)

7. 普及啓発等について

①普及啓発

- 刑事罰の適用の実効性には議論があるにせよ、先行した音楽・映像等のダウンロード違法化が当該ルールの周知に一定の成果を上げたと言われる点を考慮すれば、今回、対象範囲を広げることについても幅広いユーザーに対する教育的、啓蒙的な意義を期待し得る。(一般社団法人日本新聞協会)
- ウィルス対策ソフトと連携して「このサイトから海賊版ファイルをダウンロードすると刑罰が科される可能性があります」との警告表示、教育現場での著作権教育や一般に向けての普及啓発活動においても「著作者に迷惑をかけるだけでなく、自分も罪を犯すことになる」と明確に説明できるなど、法律に基づいた根拠ある対策が打てるようになる。(株式会社集英社)
- 権利を侵害した静止画のダウンロードが違法化になれば、読者に対する啓蒙活動も音楽・映画同様に進むだろう。(株式会社講談社)
- 静止画DL違法化については、摘発には慎重を期す必要はある。しかし、運用と法制化の議論は別。まず、違法コンテンツを読むこと、存在を許すことが、社会的に是認できないものであることを、広く国民に周知すべき。(個人)
- 摘発でなく啓蒙することが目的というのなら、法律ではなく道徳として啓蒙すべき。著作権者に被害が及ばないような個人が楽しんだりメモ的に保存する程度の利用まで違法化するのはやりすぎ。デッドコピーのアップロードは処罰すべきであるが、ダウンロードは道徳で足りる。(個人)

②ABJマーク

- 正規版マーク「ABJ (Authorized Books of Japan) マーク」が2018年11月30日より運用を開始した。海賊版サイトと正規版サービスの区別がつかないというユーザーの声に応えるため、出版各団体、出版社と協力して、「ABJマーク」の普及と「STOP! 海賊版」の啓蒙に、さらに取り組んで行く。安心して読むことができるサービスを明確にし、「海賊版をうっかりダウンロードしてしまうのでは？」というユーザーの不安を解消する。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会)
- 当社においても、出版業界各社と協力し合い、利用者に対して、ABJマークの付いた正規版サイトを通じてコンテンツを利用するよう啓蒙活動を行っているところである。(株式会社KADOKAWA)

- 出版界では本2018年11月より、正規に著作物を配信するサイトに、そのサイトが正規版であることを示すABJマークを付与する取り組みを始めており、すでに約100社、400以上のサイトに掲示されている。ABJマークはさらに普及拡大を続けており、ユーザーが違法なサイトと正規版サイトを容易に見分けることができる仕組みが整いつつある。今回の法改正が著作権に関する啓蒙に重きを置いている点においても、静止画の違法なダウンロードに対する当該規定については、ABJマークをはじめとする正規版サイトの運用状況を考慮しつつ、必要な見直しを施していくべきと考える。(一般社団法人日本雑誌協会)

8. その他

8-1 その他の海賊版対策

①プロバイダ責任制限法での対応を求める意見

- 違法にアップロードされた悪質な侵害コンテンツへの対応策強化も求めたい。一般ユーザーによって違法にアップロードされた記事や写真、図表等が投稿サイトや掲示板など様々なプラットフォームで複製され、拡散、流通し、閲読されてしまうことで、正規版の情報価値が損なわれてしまうという被害が恒常化している。存在感の増すプラットフォームの役割を見極めたうえで、データ等の第三者への提供行為について、一定の要件を満たした場合に違法とする改正不正競争防止法や、プロバイダ責任制限法等の見直しも含め、さまざまな法体系を動員して、適法で健全な著作物の流通に向けた体制整備を急いでほしい。(一般社団法人日本新聞協会)
- 海賊版サイト側が違法であっても、訴訟の手続き的な面も含めてハードルの高いプロバイダ責任制限法を改正し、権利者側にとって利用しやすい制度に変更することのほうが「現実的な海賊版対策になる」ものとする。(個人)

②広告収入に対する対応を求める意見

- 違法コンテンツに対してプラットフォーム側が違法コンテンツを削除せずに権利者側に広告費を支払う仕組みをもつサイト・アプリに対しても、規制を検討すべき。(個人)

③国際連携を求める意見

- リーチサイト等による権利者の甚大な被害や運営者の捜索・特定における権利者の負担を考えると、早期の法制化は避けられず、国境を越えた追跡のための連携も求められる。(一般社団法人日本新聞協会)

④サイトブロッキングを含めた対応を求める意見

- リーチサイトへの対応にとどまらず、サイトブロッキングを含めた更に実効性のある侵害対策及び官民一体となった正規コンテンツの流通の促進に関する施策について、検討を進めるべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- この度のリーチサイトに係る規制や著作権を侵害する静止画ダウンロードの違法化と併せて、今後の海賊版サイトの発生に備え、サイトブロッキングを含め、迅速に対応可能な方策の検討・導入を早急に行うべきである。(日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合)

⑤対象範囲の拡大よりも正規コンテンツの流通を優先させるべきとの意見

- 萎縮効果についての問いに対して、具体的な事例が挙げられなかったとまとめられているがそうではない。インターネットで映像や音楽を視聴することに萎縮効果は生じたが、サブスクリプションサービスや見逃し視聴サービスの登場により、ユーザーが合法的なコンテンツ利用が可能になったことでその萎縮が大幅に緩和された。ビジネスモデルを通じて海賊版利用を不要とした権利者の対応は大変評価できる。そして漫画や書籍も同様にビジネスモデルで解決が可能であるはずだ。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 利用者は、オープンアクセス対象と誤認して海賊版に手を出してしまうこともあり、図書館での複写に相当するデジタル版へのアクセス手段が整備されていないのでやむにやまれず権利者かどうかよくわからない提供者に頼ることもある。文化政策としては、ダウンロードを処罰対象にするよりもまえに、利用者むけの条件整備を考えるべき。(個人)

8-2 研究目的での利用等に係る権利制限

- ダウンロード違法化の対象拡大が想定外の影響をもたらすことのないよう、研究目的のダウンロード以外の利用態様についても、法第30条第1項以外の既存の権利制限規定を柔軟に解釈することによる救済や新たな権利制限規定の創設等を緻密に検討すべきである。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))

第3章 アクセスコントロール等に関する保護の強化

1. 総論

①アクセスコントロール等に関する保護の強化を求める意見

- 不正競争防止法との整合性を保つべきであり，法改正に賛成。（BSA，一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会，一般社団法人日本レコード協会，株式会社日本国際映画著作権協会，日本行政書士会連合会）

②アクセスコントロール技術の正当性の検証等を懸念する意見

- アクセスコントロールの強化はアクセスコントロール技術の正当性が検証できなくなる恐れがある。不正利用に対抗するためにソフトウェアベンダーは様々な工夫をこらしたアクティベーション形式を考案しているが，過去にアクセスコントロールのために使用された「Rootkit」や「コピーコントロールCD」のような技術は，ユーザーのコンピュータやCDプレーヤーを誤作動させ，セキュリティホールやハードウェアの故障の原因となった。このような問題はユーザーの手によって検証され，インターネットを通じてその問題が知らしめられたという経緯がある。ユーザーの権利・利益を侵害し，その追及を妨げるような規制は，ユーザーの正当な利用を害することとなり，決して認められるものではない。（一般社団法人インターネットユーザー協会）

③著作権法におけるアクセスコントロール等に関する保護の在り方に関する意見

- 不正競争防止法と著作権法による二重保護の問題やDRM保護のそもそもの必要性について本来なされるべき検討が行われていない。「データ利活用促進に向けた検討中間報告」（2018年1月産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会）において書かれたDRM回避規制強化のための法改正を是とするに足る立法事実の変化はない。特に，DRM回避規制に関しては，その私的な行為自体によって生じる被害は無く，個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず導入された。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず，また，ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり，その被害とDRM回避やダウンロードとを混同するべきではない。先の不正競争防止法改正で導入されたDRM回避規制の強化や，TPP関連として入れられたものも含め以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても，速やかに元に戻す検討がなされるべきである。（個人）

2. 定義規定

- 技術的利用制限手段及び技術的保護手段の定義規定の改正について賛成する。ソフトウェアの権利者は、革新的なソフトウェアやソフトウェアを利用したサービスを開発する際の投資を保護する著作権制度を信頼していることから、定義規定の改正の方向性を高く評価する。(BSA)
- 特定の反応をする信号というのは非常に広い意味を有する文言であり、これまでには「ともに」要件により範囲が限定されていた。しかしデジタル著作物の場合は何らかの信号が存在するため、この要件が外れ得ると著作権者の意に反する利用方法がおおよそ犯罪行為になりかねない。不正競争防止法の刑事実務では「効果を妨げる」の要件を拡大しており、「ともに」要件を撤廃したことは混乱に拍車をかけている。不正競争防止法と著作権法は別目的で規制されている法律であることから、不正競争防止法にあわせる必要性は乏しい。(個人)

3. 規制対象行為

- 「不正な」シリアルコードには、ソフトウェアメーカーが認めていない「不正な」譲渡・提供が含まれることを明確にしてほしい。(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 改正不正競争防止法は、ソフトウェアに適用された技術的制限手段を不正に回避するためにシリアルコードや暗号解除キーをユーザーに提供する事例が多くみられることから、「不正に生成、入手されたシリアルコード等」を提供することを「不正競争」と位置付けたのであり、不正に生成されたシリアルコードの提供も、シリアルコードは適正に生成されたが不正に入手されて提供されたものも不正競争行為に該当する。本中間まとめにおける「不正なシリアルコード（指令符号）の提供」という文言は、シリアルコードが適正に生成されたが不正に入手されて提供された場合が含まれないかのような誤解を与え得る表現となっている点について懸念する。したがって、本中間まとめにおいても、不正に生成されたシリアルコード（指令符号）の提供のみならず、適法に生成されたシリアルコード（指令符号）を不正に入手し提供することも規制の対象となっていることを明確化すべきと考える。(BSA)
- ライセンス認証サーバーによるアクティベーション方式は著作物の入手から認証を実施するまでに年単位の時間が経過していることがあることから、正規のユーザーであっても当該プログラムを利用できなくなる可能性があるため、そのような場合を例外とする等など、何らかの措置を入れるべきである。(個人)

- 正当なユーザーの権利・利便性の保護及びコンテンツ文化の保護とのバランスの観点から、当初の規則の手段でライセンス認証が可能であるものに対象を限定する（例えば提供者側のサービス中止や倒産などでライセンス認証が不可能になったものについては回避を認める）、規制対象となる期間を10～15年程度に限定する等の方策をとるべきである。（個人）
- 情報一般の規制とはしない点について、不正競争防止法についての言及はあるが、今般の改正においても同様に配慮されることを明確にしてほしい。また、現行法で除外されている「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合」については、今般の改正においても継続して除外されることを明確にしてほしい。（一般社団法人日本知的財産協会（次世代コンテンツ政策プロジェクト））

4. 継続的な検討を求める意見

- ゲーム機やソフトウェアに施された技術的保護・利用制限手段の無効化の方法を示したマニュアルの提供や、手順を示した動画等も多く存在し、これら行為を参考にしてゲーム機やソフトウェアの技術的保護・利用制限手段が無効化される被害は確実に存在することから、「技術的保護・利用制限手段を無効化する情報の提供行為」を著作権侵害とすることも、引き続き検討してほしい。（一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）

5. 規制対象の追加とダウンロード違法化の関係を指摘する意見

- 違法ダウンロード刑事罰化の議論にコンピュータプログラムを含める議論がなされ、私たちは最近のソフトウェアはアクティベーションがシリアルコード認証からオンライン認証に移りつつあるため、ソフトウェアを違法ダウンロードの対象に含めることに反対する意見を述べた。アクセスコントロール回避規制にライセンス認証の回避を含めるのであれば、違法ダウンロードにソフトウェアを含める必要性はなくなる。（一般社団法人インターネットユーザー協会）【再掲】

第4章 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

- 訴訟手続の充実化のためにも法改正に賛成である。(日本行政書士会連合会)

第5章 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

1. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入を求める意見

- ライセンシーがライセンサーと契約を交わす際、ライセンサーの財務状況、経営方針の全てを把握できるとは限らず、また、契約で「契約期間中は権利譲渡禁止」を設けても、第三者には何ら拘束力はい。このため、対抗制度を導入してライセンシーの立場を安定あるものにし、ライセンシーのビジネス環境を整備することは健全な文化の発展と経済成長を目指すためには必須事項。(一般社団法人日本雑誌協会)
- 本制度の導入により、著作権譲渡の有無に関わらず電子刊行物の出版社移動や提供者変更があった場合の利用条件の変更、あるいは、著作権保護期間中の著作物の許諾に基づきアーカイビングした場合の著作権譲渡等による利用条件の変更等、これらのリスクが低減することを期待する。(国公立大学図書館協力委員会)

2. 電子書籍におけるユーザーの不利益を防止する措置に関する意見

- コンテンツ配信会社が電子書籍を行っている事業から撤退、もしくは事業譲渡を行った場合、ユーザー（電子書籍購入者）はデバイスの変更などに伴い、一度ダウンロードした書籍を再ダウンロードしようとしても、それができない可能性がある。本件で検討された事例にはそのような事例は含まれていないことから、電子書籍におけるユーザー保護、コンテンツ配信会社とユーザー間の規約のあり方についても同様に検討を行うことを希望する。その際には、運営事業者の停止が行われた際でも、ユーザーの不利益とならない仕組みの検討も併せて行われることを要望する。(エンターテインメント表現の自由の会)

3. 規定の方法に関する意見

- 対抗権という形ではなく、「ある権利の譲渡を受けるということは、その権利が既に結んだ契約やその他役務を履行する義務を受け継ぐということである。このため『新しい権利者』は『前権利者時代からの使用者』に当初の契約通りに使用させなければならない。また、権利者変更後は利用者の意志が優先される。」とした方がスッキリし、「最初から『権利者変更後に高率の値上げ』を予定の安売り」を防ぐことができる。(個人)

4. 出版との関係に関する意見

- 当然対抗制度の導入によって、現行法の著作権制度に関して特段の法的措置を講じる必要性はないとの結論は適切なものである。著作権制度は、昭和9年に旧著作権法に規定されて以来、出版社と著作権者との間での出版契約の類型として定着しており、平成28年には電子配信についても著作権の設定が可能になる法改正を経て現在に至っているものである。当然他行制度はこの著作権制度とは別個の制度として導入されるべきものであり、著作権の規定に何ら影響を及ぼすものではない。(一般社団法人日本書籍出版協会)

5. 対抗制度導入前の契約関係に関する意見

- 当然対抗制度の導入に賛成するが、法改正前の契約関係についても訴求適用を受け得るかなどの経過措置についても明らかにしてほしい。(一般社団法人電子情報技術産業協会)

6. 独占的ライセンサーに対する差止請求権の付与に関する意見

- 当然対抗制度の導入に賛成。引き続き、独占的ライセンサーに対する差止請求権付与に関する議論が進められることを期待する。(日本行政書士会連合会、一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト))
- 独占的ライセンサーに対する差止請求権付与に関する議論は、次期著作権分科会において法改正に向けての審議が行われることを強く希望する。(一般社団法人日本書籍出版協会)
- 海賊版対策において、独占ライセンサーが自主的に対策をとるためには、訴権が大きな手段となる。(個人)

第6章 行政手続に係る権利制限規定の見直し（地理的表示法・ 種苗法関係）

1. 行政手続に係る権利制限規定の見直しを求める意見

- 権利制限規定の改正について賛成。（一般社団法人日本知的財産協会（次世代コンテンツ政策プロジェクト）、日本行政書士会連合会）

2. 権利制限の対象範囲に関する意見

- 権利制限規定の改正について賛成だが、特許審査等と同様に、外国語文献を提供することや、文献等の提供に際し譲渡権の及ぶ行為がなされる可能性も否定できないことから、翻訳及び譲渡についても権利制限の対象とすべき。（日本弁理士会）
- 複製等の「主体」について、対象となる著作物を申請者が所有しておらず第三者に複製を依頼して入手する場面も少なくないと考えられる。また、弁理士などの専門家に手続を委託することもある。これらのような複製等についても審査手続・調査手続に必要と認められる範囲にあるといえる。「必要と認められる限度」について、本規定の見直しの趣旨を踏まえると、申請に先立つ検討・選定の過程での複製等についても審査手続・調査手続に必要と認められる範囲にあるといえる。（日本製薬団体連合会）

3. 補償金請求権の付与に関する意見

- 著作物の提供先・利用目的が限定的なので、権利者に与える不利益は限定的と考えられるため、権利者に補償金請求権を付与する必要はない。（日本弁理士会）

4. 今後新たに同種の行政手続が現れた場合に対する意見

- 権利制限規定の改正について賛成だが、いわゆる「第三層」の柔軟な規定として整備するか、ドイツ著作権法第45条のように広く包括して権利制限を認める規定に改正されることを望む。（一般社団法人日本知的財産協会（次世代コンテンツ政策プロジェクト））
- 今後新たに同種の行政手続が現れた場合については、権利者に与える影響を十分に討議して慎重に検討すべきかと思われ、原則としては法律によるべき。（日本弁理士会）

第7章 その他(改正著作権法第47条の5第1項第3号の規定に基づく政令のニーズ)

- ニーズAについては、付随性要件の充足性を巡って委員間で多様な意見があったとされる。「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」における議論においても、付随性要件については、主従関係の問題と捉えることに疑問が呈され、軽微性の要件等の他の要件との関係も議論が深まっていたとは言えない。それゆえ、解釈が明確でないところのある付随性要件の充足性について、委員の多様な意見の内容がより詳細に公開されるべきであるし、公開を希望する意向の提案団体もあるにもかかわらず、一律にすべての応募されたニーズを非公開にする必要はないと考える。改正後の著作権法第47条の5の規定の趣旨や要件の解釈についての丁寧な周知が期待されるとともに、とりわけ付随性要件の内容については、要件の位置づけを含めて、もっと小委員会で議論される必要があると考える。(一般社団法人日本知的財産協会(次世代コンテンツ政策プロジェクト)、パナソニック株式会社)
- 引き続きフェアユース的な規定の制定を要望していくことから、政令のニーズを民間から募集することを継続的に行い、時代の進展に適格に対応することが必要。また、小委員会で検討結果から得られる知見を民間側の予見可能性の確保のためにも、「新法の1号と2号に該当しうるサービス事例とは何か」、「付随性の要件に適合しないあるいは適合しない疑いがある事例から得られる、付随性要件の該当性の分水嶺となる解釈基準とは何か」等について、外部にわかりやすくQ&Aなどの形で明らかにするべき。さらに、小委員会で議論された民間側から提案されたニーズについては、それらのニーズに対する著作権法の現行規定の適用可能性の検討やそれらのニーズにこたえるための著作権法の改正検討などを通じて、全体として柔軟な権利制限規定の制度整備の拡充になるよう、民間側の意見も十分に集約する場の設定をつくりながら、積極的に検討していくべきである。(一般社団法人新経済連盟)
- 改正後の著作権法第47条の5第1項第3号に基づく政令を定めるに当たっては、今後とも、権利者の利益を不当に害することのないよう慎重に判断いただきたい。また、ガイドラインの整備を含め、周知徹底が最重要と考えるので、適確な対応をいただきたい。(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

第1章～第7章以外に関するその他の御意見

1. 法制・基本問題小委員会での審議方法に関する意見

- (ダウンロード違法化の対象範囲の見直しの) 検討結果として「現時点で想定され得る具体的な限定方法については、いずれも課題があり、悪影響も懸念される」とある。ここでいう悪影響は権利者や法執行サイドからの悪影響であり、ユーザーや研究者、また現場のクリエイターたちからの悪影響は反映されていない。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 今後の議論では現在の情報環境の態様に鑑み、範囲を限定し、その上で個別の事案について具体的な意見照会を再度広く行うべきである。その際は従来の審議会やパブリックコメントではなく、タウンミーティングのようなマルチステークホルダーかつオープンマイク形式での広い議論が求められる。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- ユーザーのインターネット利用に大きな影響を与える規制に関しては、インターネットガバナンスの議論としてマルチステークホルダーによる議論が必要である。国連の **Internet Governance Forum** にならって、傍聴を認めるだけでなく、オープンな発言が認められる会議体で議論を進めるべきだ。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 小委員会の審議方法に関して、漫画を消費する側であるユーザーや消費者団体に対する意見聴取が不十分であり、著作権者は消費者が望まない方向に審議が進んでしまう可能性が高いと思われる。改正案を最終的にとりまとめる前に著作権者及びユーザー側から直接追加の意見聴取を行うべき。(個人)
- 静止画に関しては、当事者中の当事者たる漫画家たちの意見が全く反映されていない。せめて、公益社団法人日本漫画家協会にはヒアリングを行うべきだった。利益より損害の方が大きい」という批判への説明や新しい海賊版対抗ビジネスの参入が難しくなることから、対象範囲について、漫画家と詳しく協議の上で見直すべきである。(個人)

2. 意見募集に関する意見

- 本意見募集は行政手続法に基づく手続ではないとされているものの、要領の趣旨を住まえて国民から幅広く網羅的に意見募集を行うべきであるが、行政手続法と同等の30日以上の間を確保すべきであり、年末年始を挟んでいたため、会員への意見聴取期間は実質約1週間とせざるをえなかった。また、2000字の文字数制限をかけているのは不適切であり、意見提出にあたっては文字数制限のため、意見の項目みの提示や必要と思われる参考資料のURLを提示できないもの等があった。このため、パブコメ結果を公表する際には、広く国民から網羅的に意見を募った結果ではないことを明示すべき。(エンターテイメント表現の自由の会)
- 今回の意見募集について『「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する留意事項』なる補足文書が付属していることに抗議する。意見募集に当たりダウンロード違法化が海賊版対策に効果があることを既定路線とし、異論を排除することはパブリックコメント制度の意義をないがしろにするもの。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- 報道発表等に当たっては、誤った印象を与えかねない発表を控えるとともに、報道各社に対しても同様の配慮を行うよう申し入れることを希望する。(エンターテイメント表現の自由の会)
- 報告書が読みにくい。国民全体が知らなければならない情報であるのに内容が多岐にわたりかつ膨大で、事情を知らない人間が読み込んだ上で問題がないか判断することが難しい。(個人)
- 入テンプレートがエクセル用となっているが、対応アプリケーションを用意していない若年層・貧困層の意見を排除することにならないか。次回に向けて改善を期待する。(個人)